



新計第23号

発行(令和2年12月)

一般社団法人新潟県計量協会

〔三条市興野1丁目13番45号〕

電話(0256)36-2354

FAX(0256)36-2605

E-mail: keiryokyoukai-ni@ap.wakwak.com

URL: <http://keiryoi.jp/index.html>

発行責任者 大平 岳 男

編集人 小島 奈美江

印刷所 大和写工印刷株式会社

〔 主 な 内 容 〕

- ★(一社)新潟県計量協会第9回定時総会開催される
- ★会長のあいさつ
- ★経済産業大臣表彰受彰される
- ★新潟県知事表彰受彰される
- ★令和元年度会長表彰計量功労者表彰される
- ★理事会に代わる説明会開催される
- ★令和元年度収支計算書等について
- ★令和2年度各部会活動状況について(中間)

- ★計量ニュース
- ★指定期検閲機関検査業務について
- ★はかりの定期検査日程(令和3年度予定)について
- ★計量協会各部会長より
- ★会員のひろば
- ★計量検定所人事異動について
- ★計量検定所の組織
- ★一般社団法人新潟県計量協会組織図



〈弥彦村・弥彦山山頂から佐渡ヶ島を望む〉

(一社)新潟県計量協会 第9回定時総会開催される

第9回定時総会が5月26日(火)三条市横町2丁目「餞心亭・お>乃」において開催されました。今年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できるだけ会員へ議決権の行使を求めたうえ、少数出席で、当日は、県産業労働観光部 橋本部長様(代理：産業労働部 産業政策課長)、県計量検定所西片所長様の来賓を迎え、出席者12名、委任状369名の381名の出席で開催されました。

総会に先立ち令和元年度計量関係功労者(別記)の表彰式が行われました。

議長に大平会長を選出し、各審議事項について審議されそれぞれ承認されました。続いて、報告事項について説明が行われました。

〈審議事項〉

- 第1号議案 令和元年度会務事業報告について
- 第2号議案 令和元年度収支計算書(案)の承認及び会計監査結果報告について
- 第3号議案 理事の補選について
- 第4号議案 会員提案議題について

〈報告事項〉

- 報告事項1 令和元年度収支予算補正について
- 報告事項2 令和2年度事業計画及び収支予算書について
- 報告事項3 その他について



【第9回定時総会】



国家基準の校正力で
確かな測定をサポート



JCSS
JCSS 0092

シンワ測定株式会社 品証部は、国際MRA対応JCSS認定事業者です。JCSS 0092 は、シンワ測定株式会社 品証部の認定番号です。

弊社JCSS校正サービスの対象

直尺・鋼製巻尺・ノギス・マイクロメーター
(2mまで)

シンワ 測定株式会社

燕物流センター / 〒959-1276 新潟県燕市小池3481

●新潟営業係 TEL.0256-63-8130(代) FAX.0256-63-8132

ホームページ www.shinwasokutei.co.jp



会長あいさつ



(於)第9回定時総会

一般社団法人新潟県計量協会

会 長

大 平 岳 男

(株式会社新潟計量システム
代表取締役)

総会の開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。田植えも終わり鮮やかな若葉が目につく季節となりました。本日は月末のお忙しい中、また新型コロナウイルスの影響が続いている中、ご参加いただき誠にありがとうございます。

本日の総会には、ご来賓として新潟県産業労働部 産業政策課 新井課長様、新潟県計量検定所 西片所長様からご臨席頂きました。お二人には日頃から監督官庁としてご指導いただいております、この場を借りまして感謝申し上げます。

本日は県内において、永年計量界のために貢献されてきました方々の表彰が行われます。受賞される皆様おめでとうございます。これからも当計量協会を宜しくお願い致します。

さて、令和2年は当協会にとりまして波乱の幕開けとなりました。2月下旬頃から新型コロナウイルスの影響が大きくなるにつれ、計画されていた事業を中止や開催形態を変えて実施することになってしまいました。

3月6日に開催を予定しておりました「第14回指定定期検査機関の日」は開催時期を延期して計画しましたが、結果的に中止となり、とても残念でなりません。この「指定定期検査機関の日」は、今から13年前の平成19年3月6日に第1回が開催されました。当時は当協会が指定定期検査機関として活動し始めた頃でしたので、

定期検査に初めて参加された計量士の方々は、戸惑うことが多かったと思います。検査に関わる計量士が一堂に集まり、現場で感じたことや疑問に思ったことを解決できる場として、たいへん貴重な会議でした。その意義は問題点などがほとんどなくなった今も「指定定期検査機関の日」の位置づけとなっております。

また、3月27日と本日予定されておりました、2回の理事会につきましても書面評決による「みなし理事会」に変更せざるを得ませんでした。この2回の理事会につきましても、皆様のご協力により、提案された議案は全て承認されております。

昨年は金井顧問様が旭日双光章を受章されました。また、島田副会長も(一社)日本計量振興協会会長表彰を受賞されるなど、明るい話題が多かったのですが、今年は新型コロナウイルスの影響から少し暗い話ばかりになり、申し訳ございません。

明るいニュースもあります。当協会の最大の事業であります定期検査が順調にスタートしたことです。連休明けの5月7日から阿賀町を皮切りに開始されました。新潟市も5月25日から中央区の巡回検査が始まりました。これらの検査は、ソーシャルディスタンスなど、最近話題の新しい生活様式を取り入れて実施される予定です。

また、渡辺理事が5月28日に開催される(一社)日本計量振興協会総会において会長表彰を受賞される予定です。

協会としましては、この新型コロナウイルスを乗り越えて進んで行きたいと考えております。会員の皆様のご協力を心からお願い申し上げます、開会の挨拶と致します。

経済産業大臣表彰受彰される

当協会会長の大平岳男氏(株式会社新潟計量システム代表取締役社長)が全国計量器販売事業者連合会会長推薦により、今年度の経済産業大臣表彰計量関係功労者として、受彰されました。

令和元年度(一社)新潟県計量協会 会長表彰計量功労者表彰される

令和元年度、計量四部会の計量関係功労者が第9回定時総会の席上で表彰されました。

受賞者は各部会に所属する事業所で、計量の適正化、適正計量管理等において、日々努力をされており、その事業所の発展に大きな貢献をされています。

新潟県知事表彰受彰される

当協会会長の大平岳男氏(株式会社新潟計量システム代表取締役社長)が今年度の新潟県褒賞規則第2条の規定に基づき計量を通じて「商工業の振興に貢献し顕著な功績があったもの」と認められ、去る11月17日(火)新潟県自治会館において栄えある知事表彰を受賞されました。

令和元年度(一社)日本計量振興協会 会長表彰計量功労者表彰される

(一社)日本計量振興協会の第9回定時総会が去る5月28日東京都港区「ホテルインターコンチネンタル東京ベイ」において開催されました。その席上で、当協会理事の渡辺徹氏【シンワ測定(株)代表取締役社長】が会長表彰を受賞されました。

《功労者所属氏名》

(計量器部会)



小林 憲一郎 氏
(榊田辺喜平商店)

(計量器部会)



山口 幹人 氏
(株新潟クボタ)

(計量管理部会)



小林 隆幸 氏
(日本製鉄(株)
東日本製鉄所直江津地区)

(計量管理部会)



金川 洋平 氏
(三菱ガス化学(株)新潟工場)

(計量証明部会)



富岡 靖志 氏
(ミヤマ(株)上越工場)

(計量士部会)



川村 真治 氏
(株新潟計量システム)



渡辺 徹 氏

(一社)新潟県計量協会 理事会に代わる説明会開催される

5月26日(火)午後2時30分から、三条市「饒心亭・おゝ乃」において、「理事会に代わる説明会」が開催されました。本来ならば、令和2年度の第1回理事会を開催すべきところですが、新型コロナウイルスの感染起伏が続いていることから、書面表決によるみなし理事会を開催し、議案は、全て承認をいただきましたが、大平会長から、3月の理事会に続き2回続けて、みなし理事会での書面表決による理事会となってしまう、理事の方々と顔を合わせることなく、定時総会を開催することは、いかななものかということで、第9回定時総会が開催される前に「理事会に代わる説明会」が開催されました。

説明内容は次の通りです。

- (1) 令和元年度会務事業報告について
事務局から資料「令和元年度会務事業報告」に基づいて、説明が行われた。
- (2) 令和元年度収支計算書について
事務局から、資料「令和元年度収支計算書」に基づいて、説明が行われた。
- (3) 専務理事の補選について
事務局より、次のような説明が行われた。

「書面表決において、新専務理事に高橋宏明様をご承認いただいておりますが、前小島専務理事が令和2年3月31日をもって退職いたしました。定款では、次期専務理事が決定し、引継ぎが終わるまでは、業務を継続しなければならないことになっておりますが、本人の強い意志により、このことは叶いませんでした。

なお、理事の皆様から承認していただきました、新専務理事の高橋様の任期は定款により、次の理事改選期までとなります。」

続いて、新高橋専務理事から、次のような挨拶が述べられた。

「書面表決により承認をいただきましてありがとうございます。私自身は、まだ未熟者であり、本来であれば専務理事をお引き受けできるような人間ではありませんが、色々な事情の中で協会の為に微力ながら精一杯頑張りたいと思いますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。」



【挨拶する高橋専務理事】

- (4) 令和2年度事業計画及び収支予算について
事務局から、資料「令和2年度事業計画及び収支予算」に基づいて、説明が行われた。
- (5) 令和元年度 計量関係功労者受賞者への対応について
事務局から、本日この後に開催される総会で表彰される方々の多くが、コロナの関係で欠席となりました。役員の中から、後日改めて「お祝いの会」を開催してもらえないか、との提案があり、検討した結果、時期をみて、新型コロナウイルスが終息したという条件が整いましたら、開催することで承認された。
- (6) その他
事務局から、長年計量協会に貢献された小林顧問が、この度、当協会を退会されるとの説明があり、小林顧問から次のような挨拶がなされた。

「小林でございます。本日は、貴重な時間をいただきまして、私事で大変恐縮ですが、3月末をもちまして計量協会を退会させていただきたく、先般事務局へ退会届を提出いたしました。

振り返ってみますと、平成2年から協会の業務に携わりまして、32年の長い間、皆様から支えていただき、今日に至ったわけではありますが、私の個人的な理由を申しますと、家庭の事情、私の体力的な面もありまして今回決断をいたしました。

本当に30数年間、長い間皆様から支えていただきまして誠にありがとうございました。最後になりますが、皆様のご健勝と協会の益々の発展を祈念いたしまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。」



【挨拶する小林顧問】

令和元年度 収支計算書総括表

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目 | 合 計 | 一般会計 | 特別会計 | | | |
|-------------------|------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | | 新潟県定期検査業務 受託事業 | 新潟市定期検査業務 受託事業 | 長岡市定期検査業務 受託事業 | 上越市定期検査業務 受託事業 |
| I 事業活動収支の部 | | | | | | |
| 1.事業活動収入 | | | | | | |
| ① 基本財産運用収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 入金収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 会費収入 | 6,009,900 | 6,009,900 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計量器部会収入 | 1,801,700 | 1,801,700 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計量管理部会収入 | 1,578,200 | 1,578,200 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計量証明部会収入 | 2,450,000 | 2,450,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計量士部会収入 | 180,000 | 180,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ④ 事業収入 | 56,532,176 | 22,278,513 | 13,642,509 | 13,263,346 | 2,106,937 | 5,240,871 |
| 計量思想普及事業収入 | 165,000 | 165,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計量適正化事業収入 | 17,587,067 | 17,587,067 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計量改善普及事業収入 | 230,000 | 230,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 情報収集提供事業収入 | 218,900 | 218,900 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本郵政グループ受託事業収入 | 4,077,546 | 4,077,546 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新潟県定期検査業務受託事業収入 | 13,642,509 | 0 | 13,642,509 | 0 | 0 | 0 |
| 新潟市定期検査業務受託事業収入 | 13,263,346 | 0 | 0 | 13,263,346 | 0 | 0 |
| 長岡市定期検査業務受託事業収入 | 2,106,937 | 0 | 0 | 0 | 2,106,937 | 0 |
| 上越市定期検査業務受託事業収入 | 5,240,871 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,240,871 |
| ⑤ 補助金等収入 | 260,000 | 260,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑥ 雑収入 | 6,510 | 6,419 | 91 | 0 | 0 | 0 |
| 事業活動収入計 | 62,808,586 | 28,554,832 | 13,642,600 | 13,263,346 | 2,106,937 | 5,240,871 |
| 2.事業活動支出 | | | | | | |
| ① 事業費支出 | 55,388,810 | 21,385,099 | 13,392,557 | 13,263,346 | 2,106,937 | 5,240,871 |
| 計量思想普及事業支出 | 383,975 | 383,975 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計量適正化事業支出 | 14,895,971 | 14,895,971 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計量改善普及事業支出 | 596,315 | 596,315 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 情報収集提供事業支出 | 562,354 | 562,354 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 功労者表彰事業支出 | 102,350 | 102,350 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 関係機関・団体協調連携事業支出 | 1,427,290 | 1,427,290 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 部会活動推進事業支出 | 58,582 | 58,582 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本郵政グループ受託事業支出 | 3,280,712 | 3,280,712 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定定期検査機関の日事業支出 | 77,550 | 77,550 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新潟県定期検査業務受託事業支出 | 13,392,557 | 0 | 13,392,557 | 0 | 0 | 0 |
| 新潟市定期検査業務受託事業支出 | 13,263,346 | 0 | 0 | 13,263,346 | 0 | 0 |
| 長岡市定期検査業務受託事業支出 | 2,106,937 | 0 | 0 | 0 | 2,106,937 | 0 |
| 上越市定期検査業務受託事業支出 | 5,240,871 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,240,871 |
| ② 管理費支出 | 3,504,688 | 3,504,688 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 給与費支出 | 2,022,288 | 2,022,288 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福利厚生費支出 | 339,455 | 339,455 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 会議費支出 | 364,974 | 364,974 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 旅費交通費支出 | 18,968 | 18,968 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 通信運搬費支出 | 104,750 | 104,750 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 電話・ファックス費支出 | 42,762 | 42,762 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 消耗・什器備品費支出 | 40,173 | 40,173 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 図書印刷費支出 | 126,069 | 126,069 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 光熱水費支出 | 33,710 | 33,710 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 租税公課費支出 | 83,150 | 83,150 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負担金支出 | 15,459 | 15,459 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 諸謝金支出 | 171,560 | 171,560 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| リース費支出 | 92,666 | 92,666 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 雑費支出 | 48,704 | 48,704 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業活動支出計 | 58,893,498 | 24,889,787 | 13,392,557 | 13,263,346 | 2,106,937 | 5,240,871 |
| 事業活動収支差額 | 3,915,088 | 3,665,045 | 250,043 | 0 | 0 | 0 |

| 科 目 | 合 計 | 一般会計 | 特別会計 | | | |
|---------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | | 新潟県定期検査業務 受託事業 | 新潟市定期検査業務 受託事業 | 長岡市定期検査業務 受託事業 | 上越市定期検査業務 受託事業 |
| II 投資活動収支の部 | | | | | | |
| 1.投資活動収入 | | | | | | |
| 退職積立預金取崩収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 投資活動収入計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2.投資活動支出 | | | | | | |
| 関プロ協議会積立預金支出 | 110,048 | 110,048 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 退職給与引当預金支出 | 897,665 | 647,622 | 250,043 | 0 | 0 | 0 |
| 基本積立預金支出 | 153 | 153 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 設備整備積立預金支出 | 43 | 43 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人材育成積立預金支出 | 1,000,255 | 1,000,255 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 投資活動支出計 | 2,008,164 | 1,758,121 | 250,043 | 0 | 0 | 0 |
| 投資活動収支差額 | △ 2,008,164 | △ 1,758,121 | △ 250,043 | 0 | 0 | 0 |
| III 財務活動収支の部 | | | | | | |
| 1.財務活動収入 | | | | | | |
| 財務活動収入計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2.財務活動支出 | | | | | | |
| 財務活動支出計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財務活動収支差額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| IV 予備費支出 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期収支差額 | 1,906,924 | 1,906,924 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前期繰越収支差額 | 25,624,154 | 25,624,154 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 次期繰越収支差額 | 27,531,078 | 27,531,078 | 0 | 0 | 0 | 0 |



計量・計測のトータルソリューション企業

株式会社 田中衡機工業所

本社 〒959-1145 新潟県三条市福島新田丙 2318-1
 八戸・仙台・東京・大阪・福岡・ベトナム



貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|---------------|------------|------------|-----------|
| I 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | | | |
| 普通預金 | 28,338,878 | 26,513,217 | 1,825,661 |
| 売掛金 | 837,723 | 982,421 | △ 144,698 |
| 未収金 | 205,950 | 276,220 | △ 70,270 |
| 流動資産合計 | 29,382,551 | 27,771,858 | 1,610,693 |
| 2 固定資産 | | | |
| (1) 基本財産 | 0 | 0 | 0 |
| 基本財産合計 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 特定資産 | | | |
| 退職給与引当預金 | 9,905,767 | 9,008,102 | 897,665 |
| 特定資産合計 | 9,905,767 | 9,008,102 | 897,665 |
| (3) その他固定資産 | | | |
| 什器・備品 | 301,742 | 337,404 | △ 35,662 |
| ソフトウェア | 1 | 1 | 0 |
| 基本積立預金 | 1,806,470 | 1,806,317 | 153 |
| 関ブロ協議会積立預金 | 660,164 | 550,116 | 110,048 |
| 設備整備積立預金 | 505,550 | 505,507 | 43 |
| 人材育成積立預金 | 4,000,294 | 3,000,039 | 1,000,255 |
| その他固定資産合計 | 7,274,221 | 6,199,384 | 1,074,837 |
| 固定資産合計 | 17,179,988 | 15,207,486 | 1,972,502 |
| 資産合計 | 46,562,539 | 42,979,344 | 3,583,195 |
| II 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | | | |
| 未払金 | 1,435,496 | 1,540,344 | △ 104,848 |
| 前受金 | 13,500 | 0 | 13,500 |
| 預り金 | 402,477 | 607,360 | △ 204,883 |
| 流動負債合計 | 1,851,473 | 2,147,704 | △ 296,231 |
| 2 固定負債 | 0 | | |
| 退職給与引当金 | 9,905,767 | 9,008,102 | 897,665 |
| 固定負債合計 | 9,905,767 | 9,008,102 | 897,665 |
| 負債合計 | 11,757,240 | 11,155,806 | 601,434 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1 指定正味財産 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産合計 | 0 | 0 | 0 |
| 2 一般正味財産 | 34,805,299 | 31,823,538 | 2,981,761 |
| (うち特定資産への充当額) | (0) | (0) | (0) |
| 正味財産合計 | 34,805,299 | 31,823,538 | 2,981,761 |
| 負債及び正味財産合計 | 46,562,539 | 42,979,344 | 3,583,195 |

貸借対照表 内訳表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目 | 実施事業等 会計 | その他会計 | 法人会計 | 内部取引 等消去 | 合 計 |
|---------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|
| I 資産の部 | | | | | |
| 1 流動資産 | | | | | |
| 普通預金 | 0 | 13,319,272 | 15,019,606 | 0 | 28,338,878 |
| 売掛金 | 0 | 837,723 | 0 | 0 | 837,723 |
| 未収金 | 0 | 205,950 | 0 | 0 | 205,950 |
| 流動資産合計 | 0 | 14,362,945 | 15,019,606 | 0 | 29,382,551 |
| 2 固定資産 | | | | | |
| (1) 基本財産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 基本財産合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 特定資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 退職給与引当預金 | 750,065 | 0 | 9,155,702 | 0 | 9,905,767 |
| 特定資産合計 | 750,065 | 0 | 9,155,702 | 0 | 9,905,767 |
| (3) その他固定資産 | | | | | |
| 什器・備品 | 7 | 0 | 301,735 | 0 | 301,742 |
| ソフトウェア | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 基本積立預金 | 0 | 0 | 1,806,470 | 0 | 1,806,470 |
| 関プロ協議会積立預金 | 0 | 0 | 660,164 | 0 | 660,164 |
| 設備整備積立預金 | 0 | 505,550 | 0 | 0 | 505,550 |
| 人材育成積立預金 | 0 | 0 | 4,000,294 | 0 | 4,000,294 |
| その他固定資産合計 | 7 | 505,550 | 6,768,664 | 0 | 7,274,221 |
| 固定資産合計 | 750,072 | 505,550 | 15,924,366 | 0 | 17,179,988 |
| 資産合計 | 750,072 | 14,868,495 | 30,943,972 | 0 | 46,562,539 |
| II 負債の部 | | | | | |
| 1 流動負債 | | | | | |
| 未払金 | 0 | 767,081 | 668,415 | 0 | 1,435,496 |
| 前受金 | 0 | 2,700 | 10,800 | 0 | 13,500 |
| 預り金 | 13,608 | 0 | 388,869 | 0 | 402,477 |
| 流動負債合計 | 13,608 | 769,781 | 1,068,084 | 0 | 1,851,473 |
| 2 固定負債 | | | | | |
| 退職給与引当金 | 750,065 | 0 | 9,155,702 | 0 | 9,905,767 |
| 固定負債合計 | 750,065 | 0 | 9,155,702 | 0 | 9,905,767 |
| 負債合計 | 763,673 | 769,781 | 10,223,786 | 0 | 11,757,240 |
| III 正味財産の部 | | | | | |
| 1 指定正味財産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 一般正味財産 | △ 13,601 | 14,098,714 | 20,720,186 | 0 | 34,805,299 |
| (うち特定資産への充当額) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| 正味財産合計 | △ 13,601 | 14,098,714 | 20,720,186 | 0 | 34,805,299 |
| 負債及び正味財産合計 | 750,072 | 14,868,495 | 30,943,972 | 0 | 46,562,539 |

財 産 目 録

令和 2 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

| 貸借対照表科目 | | 場所・物量等 | | 使用目的等 | 金額 |
|------------------|------------|-----------|---------|------------------|-------------------|
| (流動資産) | | | | | |
| 普通預金 | | | | | |
| | 普通預金 | 北越銀行三条 | 2153963 | 運転資金として | 9,596,609 |
| | 普通預金 | 北越銀行三条 | 2153972 | 運転資金として | 824,348 |
| | 普通預金 | 北越銀行三条 | 2153981 | 運転資金として | 3,652,120 |
| | 普通預金 | 北越銀行三条 | 2153990 | 運転資金として | 864,550 |
| | 普通預金 | 北越銀行三条 | 2154002 | 運転資金として | 719,813 |
| | 普通預金 | 第四銀行三条北 | 1109645 | 運転資金として | 7,953,562 |
| | 普通預金 | 第四銀行三条 | 1052016 | 運転資金として | 4,727,876 |
| 売掛金 | | | | | |
| | 売掛金 | ㈱田中衡機工業所他 | | 質量計代検査技術料他 | 837,723 |
| 未収金 | | | | | |
| | 未収金 | ㈱タツノ他 | | 証紙代金他 | 205,950 |
| 流動資産合計 | | | | | 29,382,551 |
| (固定資産) | | | | | |
| 特定資産 | | | | | |
| | 退職給与引当預金 | 北越銀行三条 | 6052834 | 職員の退職金の支払いに備えたもの | 5,733,925 |
| | 退職給与引当預金 | 北越銀行三条 | 6052852 | 職員の退職金の支払いに備えたもの | 1,679,843 |
| | 退職給与引当預金 | 北越銀行三条 | 6052843 | 職員の退職金の支払いに備えたもの | 1,741,934 |
| | 退職給与引当預金 | 北越銀行三条 | 6052861 | 職員の退職金の支払いに備えたもの | 750,065 |
| 特定資産合計 | | | | | 9,905,767 |
| その他固定資産 | | | | | |
| | 什器・備品 | ノートパソコン他 | | 検査事業に使用 | 301,742 |
| | ソフトウェア | 会計ソフト | | 法人会計に使用 | 1 |
| | 基本積立預金 | 北越銀行三条 | 6052816 | 運転資金として | 1,806,470 |
| | 関プロ協議会積立預金 | 北越銀行三条 | 6052807 | 運転資金として | 600,147 |
| | 関プロ協議会積立預金 | 北越銀行三条 | 6052825 | 運転資金として | 60,017 |
| | 設備整備積立預金 | 北越銀行三条 | 6052870 | 運転資金として | 505,550 |
| | 人材育成積立預金 | 北越銀行三条 | 6094772 | 運転資金として | 4,000,294 |
| その他固定資産合計 | | | | | 7,274,221 |
| 固定資産合計 | | | | | 17,179,988 |
| 資産合計 | | | | | 46,562,539 |
| (流動負債) | | | | | |
| | 未払金 | | | 計量士派遣料未払い金他 | 1,435,496 |
| | 前受金 | | | 2019年度会費 | 13,500 |
| | 預り金 | | | 職員の社会保険料他 | 402,477 |
| 流動負債合計 | | | | | 1,851,473 |
| (固定負債) | | | | | |
| | 退職給与引当金 | | | 職員の退職金の支払いに備えたもの | 9,905,767 |
| 固定負債合計 | | | | | 9,905,767 |
| 負債合計 | | | | | 11,757,240 |
| 正味財産 | | | | | 34,805,299 |

正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位：円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|--------------------|------------|------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| ①基本財産運用益 | 0 | 0 | 0 |
| 基本財産運用益計 | 0 | 0 | 0 |
| ②特定資産運用益 | 0 | 0 | 0 |
| 特定資産運用益計 | 0 | 0 | 0 |
| ③受取入金 | | | |
| 受取入金 | 0 | 7,000 | △ 7,000 |
| 受取入金計 | 0 | 7,000 | △ 7,000 |
| ④受取会費 | | | |
| 計量器部会費 | 1,801,700 | 1,821,700 | △ 20,000 |
| 計量管理部会費 | 1,578,200 | 1,604,900 | △ 26,700 |
| 計量証明部会費 | 2,450,000 | 2,441,600 | 8,400 |
| 計量士部会費 | 180,000 | 185,000 | △ 5,000 |
| 受取会費計 | 6,009,900 | 6,053,200 | △ 43,300 |
| ⑤事業収益 | | | |
| 計量思想普及事業収益 | 165,000 | 162,000 | 3,000 |
| 計量適正化事業収益 | 17,587,067 | 17,388,144 | 198,923 |
| 計量改善普及事業収益 | 230,000 | 735,000 | △ 505,000 |
| 計量収集提供事業収益 | 218,900 | 231,120 | △ 12,220 |
| 日本郵政グループ受託事業収益 | 4,077,546 | 4,040,000 | 37,546 |
| 検査手数料事業収益 | 4,760,508 | 5,009,984 | △ 249,476 |
| 新潟県委託事業収益 | 8,882,001 | 9,343,302 | △ 461,301 |
| 新潟市委託事業収益 | 13,263,346 | 13,886,845 | △ 623,499 |
| 長岡市委託事業収益 | 2,106,937 | 3,212,499 | △ 1,105,562 |
| 上越市委託事業収益 | 5,240,871 | 0 | 5,240,871 |
| 事業収益計 | 56,532,176 | 54,008,894 | 2,523,282 |
| ⑥受取補助金等 | | | |
| (一社)日本計量振興協会・計量士部会 | 260,000 | 264,000 | △ 4,000 |
| 受取補助金等計 | 260,000 | 264,000 | △ 4,000 |
| ⑦雑収益 | | | |
| 受取利息収益 | 1,510 | 1,203 | 307 |
| 雑収益 | 5,000 | 74,920 | △ 69,920 |
| 雑収益計 | 6,510 | 76,123 | △ 69,613 |
| 経常収益計 | 62,808,586 | 60,409,217 | 2,399,369 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 事業費 | | | |
| 給与費 | 15,626,106 | 11,903,025 | 3,723,081 |
| 福利厚生費 | 2,503,000 | 1,858,970 | 644,030 |
| 計量士報酬費 | 15,884,478 | 17,579,010 | △ 1,694,532 |
| 補助員賃金 | 4,322,906 | 3,986,080 | 336,826 |
| 事務委託費 | 804,060 | 662,664 | 141,396 |
| 旅費交通費 | 3,058,112 | 3,023,522 | 34,590 |
| 減価償却費 | 0 | 3 | △ 3 |
| 消耗什器備品費 | 2,202,992 | 1,961,623 | 241,369 |
| 使用料賃借料 | 4,725,350 | 4,875,155 | △ 149,805 |
| リース費 | 92,662 | 98,550 | △ 5,888 |
| 通信運搬費 | 1,079,763 | 1,179,175 | △ 99,412 |
| 電話・ファックス費 | 85,000 | 52,500 | 32,500 |
| 租税公課費 | 2,057,218 | 1,865,797 | 191,421 |
| 退職給与引当金繰入 | 250,043 | 250,022 | 21 |
| 光熱水費 | 50,000 | 50,000 | 0 |
| 検査手数料 | 511,501 | 560,295 | △ 48,794 |
| 本部負担金 | 792,600 | 707,800 | 84,800 |
| 庁舎管理負担金 | 15,000 | 16,127 | △ 1,127 |
| 支部交付金 | 0 | 0 | 0 |
| 雑費 | 1,578,062 | 1,858,423 | △ 280,361 |
| 事業費計 | 55,638,853 | 52,488,741 | 3,150,112 |

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|--------------------|------------|------------|-----------|
| 管理費 | | | |
| 給与費 | 2,022,288 | 2,610,886 | △ 588,598 |
| 福利厚生費 | 339,455 | 424,830 | △ 85,375 |
| 会議費 | 364,974 | 531,078 | △ 166,104 |
| 旅費交通費 | 18,968 | 43,766 | △ 24,798 |
| 通信運搬費 | 104,750 | 85,780 | 18,970 |
| 電話・ファックス費 | 42,762 | 95,802 | △ 53,040 |
| 減価償却費 | 138,262 | 104,210 | 34,052 |
| 消耗・什器備品費 | 40,173 | 42,312 | △ 2,139 |
| 図書印刷費 | 126,069 | 55,464 | 70,605 |
| 光熱水費 | 33,710 | 52,490 | △ 18,780 |
| 租税公課費 | 83,150 | 70,000 | 13,150 |
| 庁舎管理負担金 | 15,459 | 16,128 | △ 669 |
| 諸謝金 | 171,560 | 140,400 | 31,160 |
| リース費 | 92,666 | 98,550 | △ 5,884 |
| 雑費 | 48,704 | 35,582 | 13,122 |
| 退職給与引当金繰入 | 647,622 | 632,567 | 15,055 |
| 管理費計 | 4,290,572 | 5,039,845 | △ 749,273 |
| 經常費用計 | 59,929,425 | 57,528,586 | 2,400,839 |
| 評価損益等調整前当期經常増減額 | 2,879,161 | 2,880,631 | △ 1,470 |
| 評価損益等計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期經常増減額 | 2,879,161 | 2,880,631 | △ 1,470 |
| 2. 經常外増減の部 | | | |
| (1) 經常外収益 | 102,600 | 151,200 | △ 48,600 |
| 經常外収益計 | 102,600 | 151,200 | △ 48,600 |
| (2) 經常外費用 | 0 | 0 | 0 |
| 經常外費用計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期經常外増減額 | 102,600 | 151,200 | △ 48,600 |
| 他会計振替前当期一般正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 他会計振替額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 2,981,761 | 3,031,831 | △ 50,070 |
| 一般正味財産期首残高 | 31,823,538 | 28,791,707 | 3,031,831 |
| 一般正味財産期末残高 | 34,805,299 | 31,823,538 | 2,981,761 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 基本財産運用益 | 0 | 0 | 0 |
| 特定資産運用益 | 0 | 0 | 0 |
| 受取補助金等 | 0 | 0 | 0 |
| 一般正味財産への振替額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | 34,805,299 | 31,823,538 | 2,981,761 |

防水型デジタル上皿はかり(検定品)

Just NAVI

速くはかって キッチリ安心!

Just
NAVI

◆計量スピード30%UP

Yamato

◆見やすい大型表示

◆素早い安定性

◆ステンレス載皿標準装備

◆定価 28,000円

大和製衡株式会社 新潟県総代理店

いつも新鮮な呼吸をしています。

高森コーキ株式会社本 社 / 〒955-8677 三条市南四日町4-8-18
TEL 0256-32-4041 FAX 0256-34-7502

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

什器備品・ソフトウェアについては定額法により行っています。

(2) 引当金の計上基準

退職給与引当金・・・職員の退職給付に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上しています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。(単位：円)

| 科 目 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|----------|-----------|---------|-------|-----------|
| 基本財産 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定資産 | | | | |
| 退職給与引当預金 | 9,008,102 | 897,665 | 0 | 9,905,767 |
| 小計 | 9,008,102 | 897,665 | 0 | 9,905,767 |
| 合計 | 9,008,102 | 897,665 | 0 | 9,905,767 |

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。(単位：円)

| 科 目 | 当期末残高 | (うち指定正味財産 からの充当額) | (うち一般正味財産 からの充当額) | (うち負債に対応する額) |
|----------|-----------|----------------------|----------------------|--------------|
| 基本財産 | 0 | 0 | 0 | — |
| 小計 | 0 | 0 | 0 | — |
| 特定資産 | | | | |
| 退職給与引当預金 | 9,905,767 | 0 | 0 | 9,905,767 |
| 小計 | 9,905,767 | 0 | 0 | 9,905,767 |
| 合計 | 9,905,767 | 0 | 0 | 9,905,767 |

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。(単位：円)

| 科 目 | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|---------|-----------|-----------|---------|
| その他固定資産 | | | |
| 什器・備品 | 3,793,739 | 3,491,997 | 301,742 |
| ソフトウェア | 333,900 | 333,899 | 1 |
| 合計 | 4,127,639 | 3,825,896 | 301,743 |

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。(単位：円)

| 補助金の名称 | 交付者 | 前期残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 | 貸借対照表上の 記載区分 |
|---------------------|--------------|------|---------|---------|-------|-----------------|
| (一社)日本計量振興協会 補助金 | (一社)日本計量振興協会 | 0 | 260,000 | 260,000 | 0 | |
| 合計 | | 0 | 260,000 | 260,000 | 0 | |

付属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

| 科目 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|-----------|---------|-------|-----|-----------|
| | | | 目的使用 | その他 | |
| 退職給与引当金 | 9,008,102 | 897,665 | 0 | 0 | 9,905,767 |

監 査 報 告 書

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行、事業報告および計算関係書類に関して、本監査報告を作成し、以下の通り報告いたします。

1 監査の方法およびその内容

監事は、理事および使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事および使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決算書類等を閲覧し、法人事務所において業務および財産の状況を調査しました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に関する注記およびこれらの付属明細書）について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類の監査結果

財務諸表及び計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和 2 年 5 月 15 日

一般社団法人新潟県計量協会

監 事 田 邊 敏 夫 ⑩
監 事 大 島 正 男 ⑩

計量器全般

測量機器

ドローン

環境計測機器

気象観測機器

O A 情報機器

GPS 測位距離システム

コンピュータソフトシステム

株式会社 川口造吉商店

〒955-0073 三条市八幡町 3-16

TEL 0256-32-3731

www.kawaguti.jp

kawaguti@sage.ocn.ne.jp

令和2年度 各部会活動状況(中間)

【会員数について】

(令和元年3月現在)

| 部会区分名 | 計量器部会 | 計量管理部会 | 計量証明部会 | 計量士部会 | 計 |
|---------------------|-------|--------|--------|-------|-----|
| 1号会員 | | | | | |
| 1級(特定計量器製造) | 7 | 5 | | | 12 |
| 2級(同上以外製造) | 2 | | | | 2 |
| 2号会員 | | | | | |
| 1級(特定計量器修理) | 38 | 6 | | | 44 |
| 2級(同上以外修理) | | 1 | | | 1 |
| 3号会員 | | | | | |
| 1級(質量計販売事業者) | 211 | 5 | | | 216 |
| 2級(体温計、血圧計販売) | 68 | | | | 68 |
| 3級(1・2級以外販売) | 10 | | | | 10 |
| 4号会員 | | | | | |
| 適正計量管理事業者及び計量器使用事業所 | | 53 | | | 53 |
| 5号会員 | | | | | |
| 一般計量証明事業者 | | | 52 | | 52 |
| 6号会員 | | | | | |
| 計量士(一般) | | 5 | | 34 | 39 |
| 合計 | 336 | 75 | 52 | 34 | 497 |

各部会の事業計画に基づき活動しており、令和2年度の活動について中間状況をお知らせいたします。

(1) 計量器部会実施事業について

① 計量記念日事業について

11月1日の計量記念日を県民に広くPRするため、記念日ポスターを県下全市町村に配布掲示し他に計量協会会員の事業所及び店頭等に掲示しました。

また、県三条地域振興局の庁舎正面に期間中PR用懸垂幕を掲揚し、関係業界誌及び地元新聞に広告及び関係記事を掲載するなど計量記念日及び計量思想の普及啓発を図りました。



【パネル等の展示】

② 医療機関の体温計・血圧計の有料検査事業について

県内の主な医療機関(病院等)に使用されている医療用計量器(体温計)については、計量法に規定する定期検査制度の義務付けがないことから、検査を希望する医療機関について、12月から2月に検査を実施いたします。

また、昨年まで実施していた、血圧計の検査については、検査に使用する基準器の関係で、検査が出来なくなるため、体温計の検査のみとなります。

なお、昨年度の検査内訳は次のとおりです。

令和元年度 医療機関精度検査結果内訳表

| 検査日 | 市町名 | 検査総数 | 体温計検査数 | | 血圧計検査数 | |
|-----------|--------------------|------|---------------|------|--------|----------|
| | | | 不合格総数 不合格率 | 検査個数 | 不合格個数 | 検査個数 |
| 2月3日 | 魚沼市国民健康保険堀之内医療センター | 22 | 1 4.5% | 13 | 1 | 9 0 |
| 2月4日 | 見附市立病院 | 54 | 0 - | 18 | 0 | 36 0 |
| 2月7日 | 医療法人崇徳会長岡西病院 | 371 | 3 0.8% | 275 | 1 | 96 2 |
| 2月14日 | 新潟県立加茂病院 | 126 | 2 1.5% | 73 | 2 | 53 0 |
| 2月25日~26日 | 長岡赤十字病院 | 141 | 2 1.40% | 0 | 0 | 141 2 |
| 合計 | | 714 | 8 1.1% | 379 | 4 | 335 4 |

③ 一般家庭用計量器精度無料検査事業について

一般家庭及び保育所、学校、幼稚園で使用されている、家庭用計量器(ヘルスメーター、キッチンスケール、ベビースケール等)、体温計については、計量法で規定される定期検査の対象から除外されています。このことから不適格器物の使用を防ぐために、計量協会の事業として、実施する市の協力を得て11月から12月に無料で検査を実施しております。

なお、昨年度の検査内訳は次のとおりです。

令和元年度 家庭用計量器精度検査結果内訳表

| 検査日 | 市町名 | 検査総数 | 不合格総数 不合格率 | はかり検査数 | | 体温計検査数 | | 血圧計検査数 | |
|--------|-----|-------|---------------|--------|------|--------|------|----------|------|
| | | | | 検査個数 | 不合格率 | 検査個数 | 不合格率 | 検査個数 | 不合格率 |
| 11月15日 | 加茂市 | 232 | 9 3.8% | 31 | 3 | 158 | 6 | 43 0 | |
| 11月19日 | 燕市 | 520 | 12 2.0% | 72 | 6 | 383 | 5 | 65 1 | |
| 11月21日 | 長岡市 | 135 | 5 3.7% | 30 | 4 | 33 | 0 | 72 1 | |
| 12月13日 | 上越市 | 145 | 0 - | 76 | 0 | 36 | 0 | 33 0 | |
| 合計 | | 1,032 | 26 2.5% | 209 | 13 | 610 | 11 | 213 2 | |

④ 燃料油メーター検定申請代行業業について

県内に燃料油メーター等(ガソリン計量器)を製造・修理を行う事業者の検定申請業務を代行して、事業者の利便を図ることを目的として行っております。

〔申請代行業務内訳〕 (令和2年11月現在)

| 計 量 器 の 種 類 | 申請台数 |
|-------------|-------|
| 自動車等給油メーター | 728 |
| 小型車載燃料油メーター | 188 |
| 大型車載燃料油メーター | 106 |
| 液化石油ガスメーター | 6 |
| 簡易燃料油メーター | 2 |
| 合 計 | 1,030 |

(2) 計量管理部会実施事業について

① 計量管理月間事業について

11月1日から30日までの1カ月間を、計量管理強調月間として、会員に対して計量管理意識の向上を図るために、会員からポスター並びに標語を募集して、部会理事会で審査を行い入選した作品を印刷して、各会員へ配布しました。



◎ポスター

- [入選] 三菱ケミカルハイテクニカ(株) 上越テクノセンター 堀内祐志 様
- [佳作] 岩塚製菓(株) 辻 幸夫 様
- [佳作] 信越化学工業(株)直江津工場 小林真緒 様
- [佳作] 日揮触媒化成(株)新潟事業所 込山千恵 様

◎標 語

- [入選] 三菱ケミカルハイテクニカ(株) 上越テクノセンター 高山和子 様
- 「ルールを守り愚直に実践、正しい計量 得られる信頼」

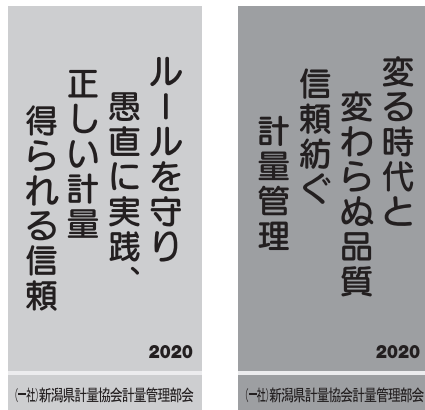
[入選]三菱ガス化学(株)新潟工場 風間 良 様
「変る時代と変わらぬ品質 信頼紡ぐ 計量管理」

[佳作]三菱ケミカルハイテクニカ(株) 上越テクノセンター 山本臣仁 様

「正しい計量 大きな安心 品質支える計量管理」
[佳作]新日本電工(株)妙高工場 霜鳥祐一 様

「清掃よし ゼロ点よし 風袋よし きちんと計量よいかヨシ!!」
[佳作]三菱ガス化学(株)新潟工場 鷲津新一朗 様

「正しく計量 正しく生産 繋がる信頼」



【入選標語】

② 機関誌(計量管理)の発行について

年に2回、9月と3月に管理部会の機関誌を発行しており、今年は9月に第195号を発行して、全部会員へ配布しました。

(3) 計量証明部会実施事業について

① 計量証明用はかり(一般)検査事業について

計量証明事業に使用する計量器(質量計・トラックスケール)については、計量法の規定により2年ごとの定期検査が義務付けられております。

当部会で、希望する会員に対して、効率的かつ経済的に代検査方式で検査を実施し、会員の利便を図っております。

今年度は、10月9日から16日の8日間で実施しました。例年、台風等の天候の心配をする中での検査ですが、今年度は天候に恵まれて、



【計量証明検査】

関係事業所のご理解とご協力によりまして、無事に検査を実施することが出来ました。

〔検査内訳〕

| 検査期日 | 計量器の内訳 | ハカリの能力 | 検査台数 |
|---------------|------------------------------------|-------------------|------|
| 10月9日 ～16日 | トラックスケール (電気式ばかり・ その他の手動ばかり) | 24.990kgt ～60t | 19 |

② 一般主任計量者等講習会事業について(令和元年度事業)
主任計量者等を対象にした講習会を開催して、計量証明事業の円滑な推進を図りました。

○開催日時 令和2年2月27日(木)

○開催場所 県三条地域振興局 第1会議室

○テーマ並びに講師

「大型ばかりについて」

株式会社田中衡機工業所 設楽 一雄氏

○受講者 33名



【一般主任計量者等講習会】

(4) 計量士部会実施事業について

① 質量計代検査事業について

計量士部会に関連を持つ事業所及び部会所属の計量士の協力により、県内の企業で使用されている計量器(ばかり)について定期検査(代検査)を実施しています。

〔検査内訳〕

(令和2年10月現在)

| 計量器の種類 | 検査台数 |
|------------|------|
| 電気式ばかり(大型) | 498 |
| 電気式ばかり(小型) | 708 |
| 台手動ばかり(大型) | 20 |
| 台手動ばかり(小型) | 48 |
| 手動指示併用ばかり | 4 |
| 指示ばかり | 157 |
| 等比皿手動 | 0 |

② 材料試験機検査事業について

県内のコンクリート製品製造事業所及び工作機械

製造事業所で使用されている各種試験機について、当部会所属の計量士が検査を実施しています。

〔検査内訳〕

(令和2年10月現在)

| 試験器の種類 | 検査台数 |
|--------|------|
| 圧縮試験機 | 4 |
| 引張試験機 | 6 |
| 曲げ試験機 | 2 |
| 万能試験機 | 3 |

③ 日本郵政グループ計量管理業務委託事業について

日本郵政グループから計量管理業務を(一社)日本計量振興協会が受託し、新潟県内の郵便局等の計量管理業務を新潟県計量協会に委託されて、計量管理規程に従い、検査を実施しております。

今年度は、長岡市、佐渡市、上越地区、中越地区の13市6郡を7月から11月に、当部会の計量士が臨局して検査を実施しております。

〔検査内訳〕

(令和2年10月現在)

| 日本郵便(株) | | | | 合計 |
|---------|-----|----|---------|-----|
| 郵便局 | 簡易局 | 分室 | 旧集配センター | |
| 215 | 58 | 1 | 19 | 293 |

④ 計量管理業務受託事業について

会員事業所の依頼により、当部会所属の計量士を派遣し適正な計量管理業務を実施しております。

派遣事業所 11事業所 派遣計量士 8名

⑤ 「計量ジャーナル」と「計測管理と計量管理」の配布について

(一社)日本計量振興協会が発行する「計量ジャーナル」と「計測管理と計量管理」を部会員へ配布しました。

(5) 各部会共通実施事業について

新計会報(機関誌)第22号の発行について(令和元年度版)

協会各部会の事業等及び計量関係法令等の情報を提供するとともに、計量関係の知識の啓発を図るため年1回協会の新計会報(機関誌)を発行して協会会員全員に配布しています。

計 量 ニ ュ ー ス

新潟県計量検定所からのお知らせ

計量検定所について

新潟県計量検定所では、計量法の「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与すること」の目的に基づき、日々業務を行っています。

新潟県内の「はかる」ということに関し、質問や不明な点がございましたら、お気軽に次の連絡先までお問い合わせください。

新潟県計量検定所 〒955-0046 三条市興野1-13-45 ☎0256-36-2240 FAX 0256-36-2249

【E-mail】ngt051010@pref.niigata.lg.jp 【ホームページ】<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/keiryo/>

はかりの定期検査

非自動はかりを取引・証明（例：肉や魚などのグラム売り、薬局等の調剤、宅配便等の運賃算出など）を目的に使用する方は、2年に一度定期検査を受けなければなりません。受検せずにはかりを使用すると、50万円以下の罰則を受ける場合があります。新潟県では、2年に一度市町村（新潟市、長岡市、上越市を除く）ごとに検査場を設置して検査を行っております。日程等につきましては、新潟県計量検定所まで、お問い合わせください。

立入検査の実績

新潟県計量検定所では、毎年様々な立入検査を実施しています。不正のあった事業所に対しては正量取引を実施するように指導を行いました。令和元年度の立入検査実績は、次のとおりです。

商品量目立入検査

実施時期

令和元年6月24日～令和元年8月21日（9日間）中元時期
令和元年10月7日～令和元年12月11日（8日間）歳暮時期

| 市町村数 | 検査事業者数 | 不良事業者数 | 検査個数 | 正量個数 | 過量個数 | 不良個数 | 備考 |
|-------|--------|--------|-------|-------|------|------|----|
| 前期5市 | 30 | 6 | 847 | 818 | 2 | 27 | |
| 後期5市町 | 26 | 5 | 672 | 659 | 0 | 13 | |
| 計 | 56 | 11 | 1,519 | 1,477 | 2 | 40 | |

※スーパー・一般小売店などで使用されている「はかり」が、正しく使用され、商品の内容量が正しく表記されているかどうかの検査を実施。内容量が不足していた商品は、その場で再計量を指示し、再発防止の指導を行いました。

燃料油メーター立入検査

実施時期

令和2年3月2日～令和2年3月11日（4日間）

| 市町村数 | 検査事業者数 | 不良事業者数 | 検査個数 | 不良個数 | 備考 |
|-------|--------|--------|------|------|--------|
| 10市町村 | 29 | 1 | 55 | 9 | 改善勧告1件 |

※ガソリンスタンド等で使用される燃料の量をはかる計量器の有効期限等の検査を実施。

ガスメーター立入検査

実施時期

令和元年11月22日～令和元年12月3日（2日間）

| 市町村数 | 検査事業者数 | 不良事業者数 | 管理個数 | 検査個数 | 不良個数 | 備考 |
|------|--------|--------|------|------|------|----|
| 2市 | 2 | 0 | 72 | 30 | 0 | |

※ガス販売店で管理されている戸別の有効期限等が記載された計量器の管理状況と現地での現物確認等の検査を実施。

水道メーター立入検査

実施時期

令和元年10月18日～令和元年10月23日（2日間）

| 市町村数 | 検査事業者数 | 不良事業者数 | 管理個数 | 検査個数 | 不良個数 | 備考 |
|------|--------|--------|---------|------|------|----|
| 4市村 | 3 | 0 | 108,559 | 90 | 0 | |

※水道事業者で管理されている戸別の有効期限等が記載された計量器の管理状況と現地での現物確認等の検査を実施。

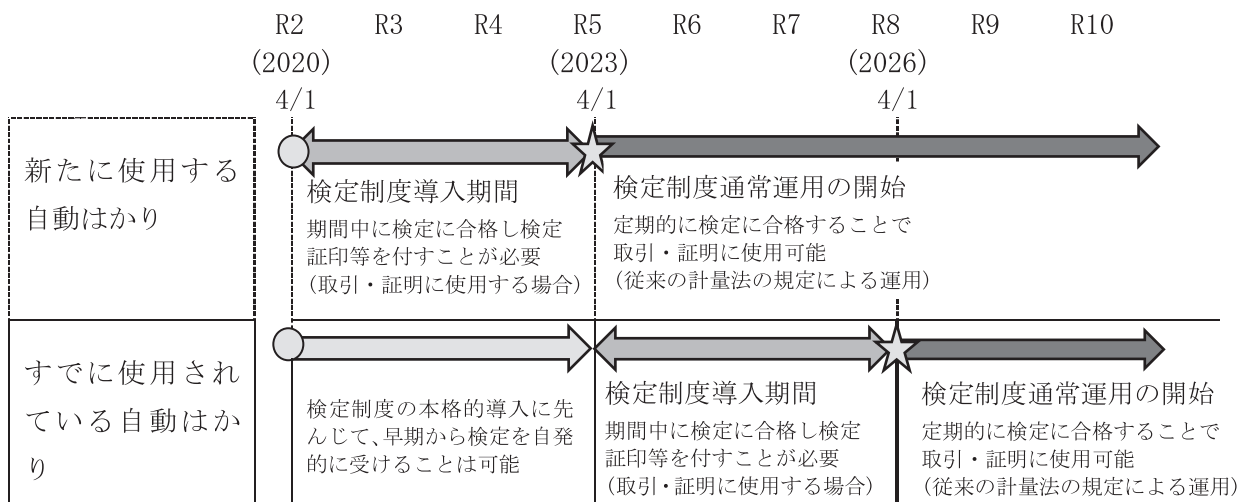
第2弾自動はかりの検定制度が開始しました

昨年4月1日から第1弾自動はかり（自動捕捉式はかり）の検定制度が開始しましたが、令和2年4月1日から、**第2弾自動はかり（ホツパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール）**の検定制度が開始しました。

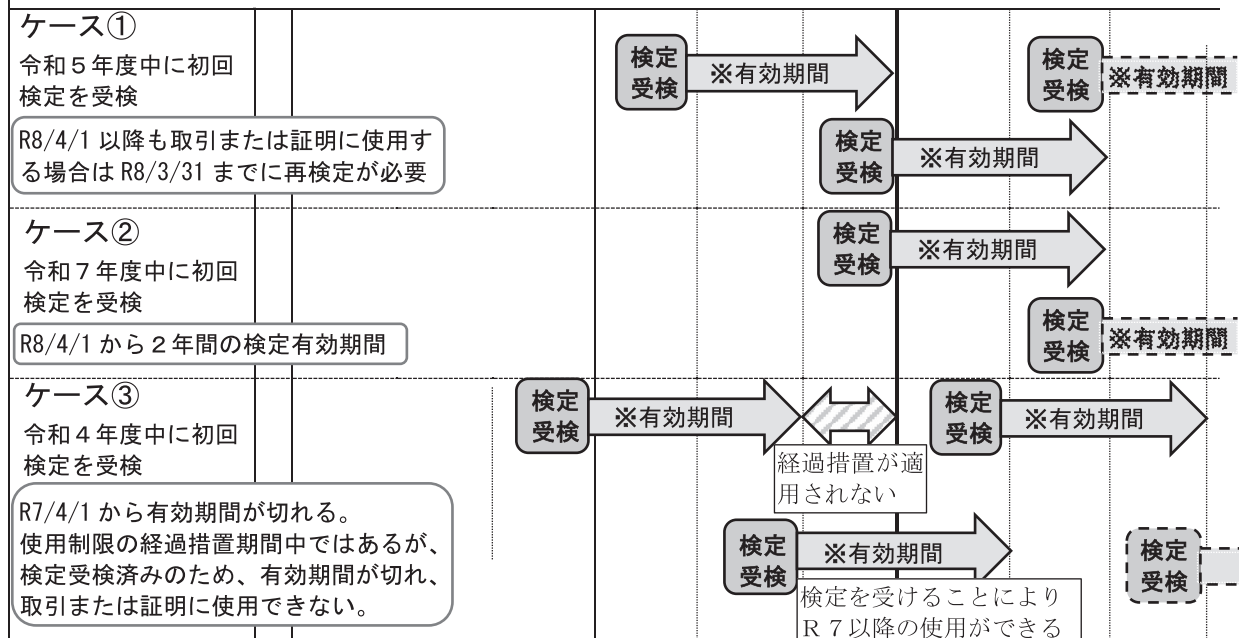
これにより、特定計量器のうち全ての自動はかりの検定が開始されたことになります。

実際の検定については、過日、指定検定機関の指定申請の考え方が公表され、今後順次指定検定機関が指定されて運用開始までに実施されることとなりますが、検定の有効期間等についてまとめましたのでご紹介します。

第2弾自動はかりの検定有効期間の考え方



以下は、R5/3/31 までに取引または証明に使用している第2弾自動はかりの場合



※ 検定の有効期間と次回検定期
 自動はかりの有効期間は、検定を行った次の年度の4月1日から起算して2年間（適正計量管理事業所で使用したものは6年間(変更届出後に適用)）となるため、検定証印に記された有効期間内に次回の検定を受検し、合格する必要がある。

自動はかり Q & A (令和 2 年 7 月版)

平成28年度計量行政審議会答申(今後の計量行政の在り方一次なる10年に向けて)により計量制度の見直しが行われたことに伴い、自動はかりが特定計量器に追加されました。一般的な質問等をQ & Aにまとめたものを示します。ここに記載されたものは一般的な自動はかりの判断の参考にしていただくとともに、個々に判断が必要な計量器があることにもご留意ください。

目 次

- 1. 自動はかりの定義について : Q1-1 ~ Q1-10
- 2. 自動はかりの製造等について : Q2-1 ~ Q2-2
- 3. 自動はかりに係る届出等について : Q3-1 ~ Q3-6
- 4. 検定について(一般) : Q4-1 ~ Q4-9

Q & A

1. 自動はかりの定義について

| | |
|------|---|
| Q1-1 | 「自動はかり」とは。 |
| A1-1 | <p>自動はかりとは、「計量結果を得るために所定のプログラムに従って動作し、計量過程で操作者の介入を必要としないはかり。」に該当するはかりのことを言います。 操作者の介入とは、単純な被計量物の載せ降ろしをする行為のみではなく、内容量などが目的の設定量か否かの判断や、設定量に達するため常に手で操作することなどを言います。 計量法上の特定計量器は、取引又は証明に使用するか否かに関わらず、計量法施行令第2条に規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動捕捉式はかり ・ホッパースケール ・コンベヤスケール ・充填用自動はかり ・その他の自動はかり <p>上記の自動はかりのうち、その他の自動はかりを除く4つの自動はかりを総称して、4機種の自動はかりと言います。そのうち自動捕捉式はかりを第1弾自動はかり、ホッパースケール、コンベヤスケール及び充填用自動はかりを第2弾自動はかりと位置付けています。</p> <p>構造上、自動はかりと判断されるはかりであっても、既に非自動はかりとして承認された承認型式は、今後も非自動はかりとして検定及び定期検査を受けていただくこととなります。 ただし「A1-7」に示す基準日までに製造されている場合は、既に検定及び定期検査を受けたものに限ります。また、改造等を行った場合は、自動はかりとして計量法上の技術基準に適合しなければならない可能性があることにもご留意ください。</p> |
| Q1-2 | 自動捕捉式はかりとは。 |
| A1-2 | <p>自動捕捉式はかりとは、JIS B7607:2018 の適用範囲及び定義に「個別の物体の質量又はバラ状の物体の一塊の質量を計量する自動捕捉式はかり(自動重量選別機、質量ラベル貼付機及び計量値付け機の総称。)」と規定される自動はかりのことを言います。</p> <p>自動捕捉式はかりは、下記の呼称で分類されています。</p> <p>自動重量選別機：異なる質量の物体(例えば、包装商品)を、その質量と基準設定値との差に応じて複数サブグループに分類する自動はかり 質量ラベル貼付機：事前に寄せ集めた個別の物体(例えば、包装商品)の質量の計量値のラベルを貼り付ける自動はかり 値付け機：事前に寄せ集めた個別の物体(例えば、計量値、単価及び料金付き包装商品)の表示質量及び単価を基に料金を計算してラベルを貼り付ける自動はかり</p> |
| Q1-3 | ホッパースケールとは。 |
| A1-3 | <p>ホッパースケールとは、JIS B7603:2019 の適用範囲及び定義に「ホッパー形状の荷重受け部で、バルク製品(ばら荷の状態の製品)を分割計量し、再びバルク製品へ戻す自動はかり。」と規定される自動はかりのことを言います。</p> <p>ホッパースケールは、その計量動作に応じて、下記の呼称で分類されています。</p> <p>不定量計量方式：所定量に相当する量ずつバルク製品を分割計量し、その積算値を計量値とする計量方式 正味量演算計量方式：計量ホッパーに供給された質量及び排出後に計量ホッパーに残った質量を計量して、その差の積算値を計量値とする方式 定量計量方式：一つの所定量を設定し、その設定した所定量を繰り返し計量する方式 累積計量方式：異なる非計量物を、それぞれ設定した所定量に対応して、順次一つの計量ホッパーで累積して計量する方式 総量計量方式：所定量と総量設定量とを設定し、所定量付近の不定量積算計量を複数回行い、最終的に総量設定量を目標値として計量する方式で、総量設定量を計量値とするもの</p> <p>次の構造の自動はかりはホッパースケールに該当適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動きながら計量する自動はかり 例：計量ホッパーが異動する構造の自動はかり 被計量物が移動した状態で計量する自動はかり ・袋などの容器に充填する機能を持つ自動はかり ・複数の容器で各々計量したものを組み合わせて充填する機能を持つ自動はかり |
| Q1-4 | 充填用自動はかりとは。 |
| A1-4 | <p>充填用自動はかりとは、JIS B7607:2018 の適用範囲及び定義に「製品の個々の質量を自動計量して、所定質量ごとに充填する自動はかりのうち、一定質量の製品を袋・容器(フレキシブルコンテナに充填するものは除く。)に充填することを意図したもので、供給装置・制御装置・排出装置を含むもの」と規定される自動はかりを言います。</p> <p>※今後、適用範囲が変更されることもあることにご留意ください。</p> |
| Q1-5 | コンベヤスケールとは。 |
| A1-5 | <p>コンベヤスケールとは、JIS B7607:2018 の適用範囲及び定義に「搬送装置の動きを中断することなく、バルク(ばら荷)状態の製品の質量を、その製品に働く自由落下の加速度(重力)の作用とベルト速度との組合せによって連続計量するベルトコンベヤ型の自動はかりであって、単速度ベルトコンベヤ、可変速度ベルトコンベヤ又は他速度ベルトコンベヤとともに使用することを意図したもの」と規定される自動はかりを言います。</p> <p>次の構造のものは除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送量積算を主目的とせず、定量供給を主目的とするもの[例えば、発電所の燃焼設備に固体燃料を供給するための装置であり、同時に供給量も補助的に表示(積算値表示)している固体燃料供給装置] ・積算した質量表示がなく、その他の表示(例えば、流量、速度、周波数)をするもの |

| | |
|-------|---|
| Q1-6 | その他の自動はかりとは。 |
| A1-6 | その他の自動はかりとは、4機種の自動はかり以外の自動はかりのことを言います。4機種のそれぞれの定義から除外された自動はかりも該当します。 ただし、4機種に該当する以外のはかりにおいて、非自動はかりと判断されるものもある事にご留意ください。 |
| Q1-7 | 既に使用されている又は新規の自動はかりのどちらに該当するか。 |
| A1-7 | 計量法施行令附則（平成29年6月21日政令第163号抄）第2条の規定により、検定証印が付されていない特定計量器であって、それぞれの基準日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものを、既に使用している自動はかりとして定められています。 基準日を以下に示します。 第1弾自動はかり：2022年（令和4年）4月1日 第2弾自動はかり：2023年（令和5年）4月1日 新規の自動はかりは、基準日以降に製造された特定計量器、及び、基準日以前に製造されたが基準日以降に取引又は証明に用いる場合は、検定に合格したものを使用しなければならないこととなります。基準日以前であっても技術基準に適合した特定計量器を製造し、型式承認表示を付した特定計量器の検定においては新規自動はかりの技術基準が適用されることとなります。 |
| Q1-8 | 2022年3月31日より前に、型式承認表示が付された自動捕捉式はかりを新規購入した場合、その自動捕捉式はかりは新たに使用する自動はかりとなるか。 |
| A1-8 | 型式承認表示が付された自動はかりは、検定を受験する時期がいつであっても、新たに使用される自動はかりの技術基準が適用されます。基準日前より取引又は証明に使用されている自動捕捉式はかりであれば、既使用の自動はかりと同様に2025年3月31日までに検定に合格すれば、その後も取引又は証明に使用することができます。型式承認表示が付されている自動はかりは、既使用の自動はかりであっても確認済証は貼付されません。 |
| Q1-9 | 特定計量器に自動はかりが追加されたが、特定計量器に該当しない自動はかりであれば、改訂されたJIS 関連の計量要件・技術要件・試験方法等を厳守する必要は無いか。 |
| A1-9 | 特定計量器とは、取引又は証明に使用するかに関わらず、外形的に定められた計量器のことを言います。 計量法施行令第2条に定められる計量法上の特定計量器である自動はかりについては、各関係JIS に定められた適用範囲及び定義に該当する計量器のことを言います。以下に示します。 ・自動捕捉式はかり JIS B7607 (2018) ・充填用自動はかり JIS B7604 (2019) ・ホッパースケール JIS B7603 (2019) ・コンベヤスケール JIS B7606-1 及び JIS B7606-2 (2019) ※ ()内は2020年3月末現在の最新版が発行された西暦 上記JIS の適用範囲及び定義に該当しない自動はかりにあっては、「その他の自動はかり」として特定計量器に該当することとなります。 取引又は証明に使用される自動はかりを製造する場合は、計量法上の技術基準に適合するものを製造し、指定検定機関等が行う検定に合格しなければならぬこととなります。 使用する場合にあっては同様に、検定に合格し、検定証印等が付されたものを使用しなければならないこととなります。 取引又は証明に使用されない自動はかり及びその他の自動はかりを製造する場合であっても、計量法第43条の規定に基づき、当該計量器を出荷する前に検査を行う義務があることにご留意ください。この場合は、必ずしもJISの基準を満たしていることが求められているわけではありません。 使用される場合にあっては、計量法第10条の規定により、正確な計量に努めていただくこととなります。 |
| Q1-10 | 使用方法が、充填用自動はかり及びホッパースケールのどちらにも該当する場合は、どちらの自動はかりを使用すればよいか。 |
| A1-10 | 新規自動はかりにあっては、製造事業者が意図した使用方法の技術基準に適合するように製造しています。銘板に記載される計量器名に適した方法により使用していただくこととなります。検定を申請する場合も、記載される計量器名の区分で検定を受けていただくこととなります。 |

2. 自動はかりの製造等について

| | |
|------|---|
| Q2-1 | 自動はかりを製造するとは、どんな行為を指すのか。 |
| A2-1 | 計量法では、「製造」とは「計量器を完成させること」と解釈されています。すなわち、部品の製造はもとより、特定計量器を完成する工程以外の工程は、たとえ、その工程が全工程の圧倒的な部分を占めているようが、製造という概念には含まれないと解釈されています。 併せて、計量行政室HP上に「自動で質量をはかる計量器（自動はかり）を使用・製造・修理されている皆様へ」及び「自動はかりの製造事業者について（平成30年9月版）」が掲載されていますので、ご確認ください。 |
| Q2-2 | 製造している自動はかりは、どの計量器に該当するか。 |
| A2-2 | 製造事業者が自動はかりを製造する場合は、事業者が意図した使用方法により、どの計量器を製造するかの判断が必要となります。取引又は証明に使用される場合は、各自動はかりの計量法上の技術基準に適合しているものでなければなりません。 既に使用されている自動はかりがどの計量器に該当するかの指針は、計量行政室HP上に「簡易判別フローチャート」が掲載されています。併せて、「自動はかりの製造事業者について」にも掲載されていますので、ご確認ください。 |

〔営業品目〕

各種計量器
金属検出機
X線検査機
自動計量機
基準器再検査・試験機検査等業務
基準分銅・基準天秤・コンパレーター各種
基準天秤1,000kg・特級基準分銅
JCSS器差分分銅各種・ウルトラマイクロ天秤設置

販売・修理

…用途に適した計量器を選びましょう…

ー 安全・品質・コスト・時間のトータルシステムに挑む ー

販売事業登録番号 第 2 号
修理事業登録番号 第 1 号



株式会社 高橋はかりや

本 社 新潟県加茂市矢立5番4号
〒959-1374 T E L (0256) 52-2121 (代)
F A X (0256) 52-7880

営 業 所 新潟市中央区近江3丁目26番22号
〒950-0971 T E L (025) 284-3437 (代)

| 3. 自動はかりに係る届出等について | |
|--------------------|--|
| Q3-1 | 自動はかりの製造を行う場合、関連する法令は何か。 |
| A3-1 | <p>自動はかりの製造を事業として行う場合（ただし、自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者は、届出の必要ありません。）、製造事業の届出を行っていない事業者にとっては、計量法第40条の規定より、その事業の区分ごとに都道府県知事を経由して経済産業大臣に届出を行っていただくこととなります。</p> <p>製造事業者に係る主な関係法令を以下に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計量法第41条（承継） 計量法第42条（変更の届出等） 計量法第43条（検査義務） 計量法第44条（改善命令） 計量法第45条（廃止の届出） <p>上記は関係する法令の一部を抜粋しています。その他関連する法令及び規定等をご確認ください。</p> <p>関連規定等の一部を以下に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計量法施行規則第5条（事業の区分） 計量法施行規則第6条（事業の届出等） 計量法施行規則第7条（変更の届出等） 計量法施行規則第8条（検査義務） <p>製造した特定計量器の型式の承認を受ける場合は</p> <ul style="list-style-type: none"> 計量法第76条（製造事業者に係る型式の承認） 計量法第77条（承認の基準） 計量法第79条（変更の届出等） 計量法第80条（承認製造事業者に係る基準適合義務） |
| Q3-2 | 非自動はかりの届出製造事業者だが、自動はかりの製造事業者の届出も必要か。 |
| A3-2 | 現在、非自動はかり等の届出製造事業者であっても、4機種種の自動はかり及びその他の自動はかりを製造する事業者にとっては、計量法第40条の規定に基づき、取引又は証明に使用するかどうかに関わらず、計量法施行規則第5条で定める事業の区分ごとに届出が必要です。 |
| Q3-3 | 自動はかりの修理を行う場合、関連する法令は何か。 |
| A3-3 | <p>自動はかりの修理を行う事業として行う場合（ただし、自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の修理の事業を行う者は、届出の必要はありません。）、修理事業の届出を行っていない事業者にとっては、計量法第46条の規定より、その事業の区分ごとに都道府県知事を経由して経済産業大臣に届出を行っていただくこととなります。</p> <p>修理事業者に係る主な関係法令を以下に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計量法第47条（検査義務） 計量法第48条（改善命令） 計量法第49条（検定証印の除去） <p>上記は関係する法令の一部を抜粋しています。その他関連する法令及び規定等をご確認ください。</p> <p>関連規定等の一部を以下に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計量法施行規則第10条（軽微な修理）※ 計量法施行規則第11条（簡易修理）※ 計量法施行規則第12条（型式承認表示を除去しない修理等）※ 計量法施行規則第13条（準用） <p>※ 自動はかりの修理、軽微な修理及び簡易修理等については、機種ごとのJIS 附属書に記載しています。</p> |
| Q3-4 | 非自動はかりの届出製造事業者だが、自動はかりの修理事業者の届出は必要か。 |
| A3-4 | 現在、非自動はかり等の届出製造事業者であっても、4機種種の自動はかり及びその他の自動はかりの修理の事業を行う場合は、計量法第46条の規定に基づき、事業の区分ごとに届出が必要で。 |
| Q3-5 | 適正計量管理事業所だが、自動はかりを所持している場合、届出等は必要か。 |
| A3-5 | <p>計量法第127条に規定されるとおり、適正計量管理事業所は使用する特定計量器の名称等や計量管理の方法に関する事項を、都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出します。計量法第62条（同法第133条で準用する）の規定により経済産業大臣に提出した記載事項に変更があった場合は、都道府県知事を経由して遅滞なく届け出なければならないこととなります。</p> <p>自動はかりが計量法上の特定計量器に追加されたため、自動はかりを所有している場合は、記載事項の変更届出が必要になります。</p> <p>適正計量管理事業者に関する指針を、計量行政室のHP上「計量制度の見直しに伴う適正計量管理事業所の留意事項」に記載されています。</p> |
| Q3-6 | 自動はかりを使用している適正計量管理事業所は変更届を出す必要があるが、その際、計量管理規程も変更する必要はあるのか。 |
| A3-6 | 適正計量管理事業所が今後、自動はかりの定期的な自主検査を実施するにあたり、従来の計量管理の体制（組織）や方法（設備等）などを変更する必要があって、その結果、従来の計量管理規程の内容に変更が生じる場合は、変更されるべきと考えます。 |



— 水域3Dレーザ計測 —
グリーンレーザ搭載ドローン
「RIEGL VQ-840G」

ALTA X
WORLD'S TOUGHEST DRONE
MADE IN U.S.A.

国土交通省航空局 登録ドローンスクール

～ 陸・海・空「はかる」ドローンパイロット養成！ ～

【コンサルタント業務】

- ドローン関連システム 開発・販売・保守・教育
- 環境、防災、建設、ポジショニング計測システム、リモートセンシング
- 測量機、測量システム、気象・環境防災機器、ISO9001校正修理サービス

— はかる未来価値創造コンサルタント

Kanai 金井度量衡株式会社

代表取締役 金井 利郎(気象予報士)

URL : www.kanai.co.jp mail : info@kanai.co.jp

本社新潟店 新潟市中央区近江1-1-3 TEL 025-283-8800
長岡本店 TEL 0258-32-0843 / 上越店 TEL 025-525-2524

4. 検定について（制度・料金等）

| | |
|------|--|
| Q4-1 | 全ての自動はかりが検定の対象となるのか。 |
| A4-1 | 自動はかりの利用者において、検定の対象となる4機種種の自動はかりに該当し、かつ当該自動はかりを取引又は証明に使用する場合は、検定の対象となります。 |
| Q4-2 | 既に使用している自動はかりを取引又は証明に使用している場合は、いつまでに検定を受ければよいか。 |
| A4-2 | 計量法施行令附則（平成29年6月21日政令第163号抄）第2条の規定により、既に使用されている第1弾自動はかりについては、2025年（令和7年）4月1日まで、第2弾自動はかりについては、2026年（令和8年）4月1日までに検定に合格すれば、その後も取引又は証明に使用できることとなります。 なお、上記年月日までに検定に合格しなくとも、取引又は証明に使用しなれば問題ありません。取引又は証明に用いる場合は、事前に検定に合格する必要があります。 |
| Q4-3 | 検定はどこに申請すればよいか。 |
| A4-3 | 計量法施行令別表第4第2号ハに規定されているとおり、指定検定機関又は産業技術総合研究所となります。指定検定機関は、計量行政室のHPに検定を行う計量器の種類及び地域が掲載される予定です。 |
| Q4-4 | 確認済証とは。 |
| A4-4 | 特定計量器検定検査規則附則（平成29年9月22日経済産業省令第70号）第2条の規定により、既に使用されている自動はかり（その他の自動はかりを除く）であって、最初の検定に合格した場合、検定証印等とは別に確認済証を付するものと規定されています。検定に合格した場合、検定を行った指定検定機関等が当該計量器へ確認済証を貼付することとなります。 |
| Q4-5 | 定期検査は必要か。 |
| A4-5 | 定期検査が該当する計量器は、計量法施行令第10条第1項に規定される特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）になります。自動はかりの検定有効期間は2年となり、有効期間を経過する前に再度検定を受けていただくこととなります。ただし、計量法第127条第1項の指定を受けた適正計量管理事業所において使用する自動はかりは、検定有効期間は6年となります。 |
| Q4-6 | 使用している自動はかりがリース品の場合、事業者（利用者）とリース業者（所有者）のどちらが検定申請者となるか。 |
| A4-6 | 法令上は検定の申請者について具体的な規定はありません。リース事業者又はユーザーから検定の申請は可能です。どちらが検定を受検するかについては、当事者間の取り決めによることとなります。 |
| Q4-7 | 充填用自動はかりを使用して、密封製品の製造をしている。密封された製品はその後、自動捕捉式はかりで内容量の最終確認を行っている。どちらのはかりの検定を受検すればよいか。 |
| A4-7 | 製品の内容量表記について、どちらの特定計量器を使用して最終検査を行っているかにより、検定の申請を行う特定計量器が異なることとなります。内容量の最終検査を行っている特定計量器の選択は、申請者の判断になります。Q4-7の内容であれば、一般的には、最終確認を行っている自動捕捉式はかりが該当するものと思われませんが、充填用自動はかりの計量値を最終検査とし、自動捕捉式はかりで欠品等の確認を行っている判断されても問題ありません。 充填用自動はかり及び自動捕捉式はかりともに検定を受検することも可能です。 |
| Q4-8 | 指定検定機関の検定手数料はどうなるのか。高額となり負担増となるのでは。 |
| A4-8 | 指定検定機関の検定手数料は、民間団体である指定検定機関が市場競争の中で個別に決定することとなります（認可制）。なお、産業技術総合研究所における検定手数料は、一部の計量器を除き手数料令で規定されています。これが一定の参考になります。 |
| Q4-9 | 適正計量管理事業所の指定を廃止した場合の自動はかりの有効期間の取扱いについて、検定から2年を経過していた場合には、適管の廃止届の提出と同時に自動はかりの検定の有効期間が超過しているとの扱いとなるのか。 |
| A4-9 | 適正計量管理事業所の廃止と同時に自動はかりの有効期間は2年となり、前回検定から2年を経過した場合には有効期間超過となります。当該自動はかりについては、取引又は証明に使用した場合、法第16条の違反になります。 |

“はかり”の販売・修理・検査から
計量システムの設計・メンテナンスまで

お客様の“はかりたい”に応えます





株式会社 新潟計量システム

〒950-0026 新潟市東区小金山1丁目14番地31号 TEL:025-273-1058(代) FAX:025-274-1951
<http://niigataks.co.jp/>

指定定期検査機関検査業務について

新潟県指定定期検査機関検査業務について

令和2年度の新潟県指定定期検査機関の検査は、5月7日阿賀町を皮切りに、9市3町2村の検査を実施しております。

〔実施市町村〕

阿賀町、阿賀野市、胎内市、五泉市、聖籠町、南魚沼市、新発田市、加茂市、魚沼市、湯沢町、村上市、関川村、佐渡市、粟島浦村

〔検査日数〕

5月～10月（集合検査）

11月～2月（所在場所検査）

〔検査戸数等〕

2,317戸 6,619個(分銅を含む) (10月末現在)



【新潟県指定定期検査機関】

長岡市指定定期検査機関検査業務について

令和2年度の長岡市指定定期検査機関の集合検査は、8月24日～9月18日の20日間にわたって行われました。

〔実施地域〕

旧長岡市、旧山古志村、旧川口町

〔検査日数〕

集合検査 20日間 所在場所検査 7日間

〔検査戸数等〕

619戸 2,095個(分銅を含む)



【長岡市指定定期検査機関】

新潟市指定定期検査機関検査業務について

令和2年度の新潟市指定定期検査機関の検査は、5月25日新潟市中央区を皮切りに検査が行われました。

〔実施地域〕

中央区(東出張所及び南出張所館内を除く)、西区(黒崎出張所館内を除く)、秋葉区(全域)、南区(月潟・味方出張所を除く)、北区(松浜出張所、南浜・濁川連絡所管内を除く)、江南区(曾野木・両川・大江山連絡所管内を除く)

〔検査日数〕

5月～11月

〔検査戸数等〕

1,422戸 4,032個(分銅を含む)

はかりの定期検査日程（令和3年度予定）について

取引・証明に使用している「はかり」は、2年毎に定期検査を受けなければなりません。新潟県では、令和3年度の定期検査を別表のとおり実施いたします。ただし、今後日程については市町村との協議により変更もあり得ます。

【別表】

【検査市町村・検査日程】

| 実施市町村 | 担当課 | 検査日程 |
|---------|----------|------------------------------|
| 西蒲原郡弥彦村 | 観光商工課 | 5/7 |
| 見 附 市 | 地域経済課 | 5/10～5/13 |
| 燕 市 | 商工振興課 | 5/17～5/28(土日曜を除く) |
| 南蒲原郡田上町 | 産業振興課 | 6/3～6/4 |
| 小 千 谷 市 | 商工観光課 | 6/9～6/16(土日曜を除く) |
| 柏 崎 市 | 商業労政課 | 6/22～7/6(土日曜を除く) |
| 刈羽郡刈羽村 | 産業政策課 | 7/7 |
| 妙 高 市 | 観光商工課 | 7/12～7/23(土日曜・祝日を除く) |
| 糸 魚 川 市 | 商工観光課 | 8/3～8/6 8/16～8/27(土日曜を除く) |
| 中魚沼郡津南町 | 観光地域づくり課 | 8/31～9/1 |
| 十 日 町 市 | 産業政策課 | 9/2～9/17(土日曜を除く) |
| 三島郡出雲崎町 | 産業観光課 | 9/27～9/28 |
| 三 条 市 | 経済部商工課 | 10/5～10/22(土日曜・祝日を除く) |

【担当課】

新潟県計量検定所 業務課

TEL 0256-36-2243

◎特定市の定期検査

〈新潟市〉

【検査地域】

北区(北出張所、濁川及び南浜連絡所管)、東区(全域)、中央区(東及び南出張所管内)、江南区(大江山、両川及び曾野木連絡所管内)、南区(味方及び月潟出張所管内)西蒲区(全域)、西区(黒崎出張所管内及び四ツ郷屋地区)

【検査日程】

未定

【担当課】

新潟市市民生活部生活課消費生活センター

TEL 025-228-8102(直通)

〈長岡市〉

【検査地域】

旧栃尾市、旧寺泊町、旧与板町、旧越路町、旧三島町、旧和島村、旧小国町、旧中之島町

【検査日程】

未定

【担当課】

長岡市商工部 工業振興課 工業振興係

TEL 0258-39-2222

〈上越市〉

上越市全域

【検査日程】

未定

【担当課】

上越市産業観光部 産業振興課 産業政策係

TEL 025-526-5111(内線1270)

計量協会各部会長より

株式会社田中衡機工業所の取り組みについて



計量器部会長

田中 康之

【株式会社田中衡機工業所
代表取締役社長】

計量器部会長の田中でございます。

会員の皆様には、日頃より協会事業の運営につきましては、ご理解とご協力を賜りまして心より感謝申し上げます。

今年は、新型コロナウイルスにより、私は全ての出張がキャンセルとなり、その替りに日々ネット会議をおこなっており、逆に効果が上がったように思います。

この会報を通じて、会員の皆様に意味ある内容をお伝えしたいと考えました。

弊社では「計量の世界でも技術革新が始まりつつある」と感じており、未来に向けた私たちの取組や考えなどをお伝えしたいと思います。

つきましては、内容的に技術に明るく最先端の取組を行っております、

弊社、開発部 天野課長が執筆いたします。



「はかりは正しい値を計れて当たり前。」すでにそのような時代が来て長い年月が経つ。しかし、その裏では常に管理に対する改善と挑戦の連続であったことは、はかり業界では常識である。

日本の発展とともに計量器の需要も増え続けてきたが、近年ではIoTセンサーとして計量器が改めて注目されている。このような時代の潮流で懸念されるのは、やはり、はかりの精度管理である。言わずもがな、データがIoTの要であり、はかりから得られるデータが正しくなければ、どのようなAIも正しく育たない。新たな市場価値を求めるあまり、基本となる計量管理をおろそかにしては、将来、足元をすくわれかねない。

加えて2020初頭に発生した新型コロナウイルスが計量業界のメンテナンスを一変させた。数多くのはかりを使用する工場では、外部人員の立ち入りを控える中、メンテナンスもしなければならないというジレンマに悩まされている。コロナが収束した後も、あたらしい形ではかりの維持管理体制が求められていく。

これに対し、田中衡機工業所(以下、田中衡機)では、はかりのリモートメンテナンスに取り組んでいる。もともとベトナムでの事業で利用していた遠隔からの機器の状態確認作業をヒントに、現場へ行かなくてもある程度、機器を健康診断できるような仕組みを検討していた。修理対応はもちろん現地へ赴いて作業をすることは必要だが、あらかじめ故障しそうな箇所の確認や故障箇所の予測ができるためはかりが壊れる前に備える事ができる。はかりの故障は事業の停止を意味する企業も少なくはないため、突然壊れた場合に慌てるのではなく予定を立てての修繕が可能になり、この些細な違いがとても大きな安心につながっている。

また、機械の自動モニタリングによる24時間監視を実施している。故障してから顧客が連絡するのではなく、エン

エンジニアが先に検知・対応するといった副次的な利点も生まれた。取得した情報を自動的に情報管理ツールに転送することによって、進捗管理を徹底し、問い合わせ漏れを防ぐ。顧客が気付かないような異常や些細な変化でもエンジニアが迅速に確認、対応ができることによって、リカバリまでの時間を極端に短くすることに成功した。

同様に田中衡機で開発中の環境センサーである「スマートセンシング」で検証しており、今まで取得が難しかった温度・湿度、振動などはかりに影響を及ぼす要素を数値で確認することが可能となった。これにより、はかりの故障原因の特定のみならず精度に影響する要因を特定し、さらなる精度の向上・維持の研究開発に取り組んでいる。

現時点で田中衡機では前述の監視機能をトラックスケール（パワートラックスケール）のメンテナンスサービスで実用化している他、WIM (Weigh In Motion) 事業とアグリ事業で検証している。WIM事業は主に2012年からベトナムで展開しており、現地の警察とも協力するなど信頼される製品に育っている。田中衡機工業所のWIMは多くのパーツから成り立つ計量器を使った総合システムとなっている。田中衡機の子会社であるTANAKA SCALE VIETNAMと連携を取りサポートを行っているが、ベトナムのエンジニアでさえ現場へ頻繁に赴くことができない状態から整備が難しいことが課題であった。直近では、コロナウイルスにより日本人エンジニアがベトナム入国できなくなる事態にまでなっている。これに対し、モニタリングを開始し状態把握を徹底した。実際に目で製品の状態を確認できない現状だが、情報を管理することで製品の変化や現地の環境がより多く見えてきた。データを集めることにより製品の改善や新たな挑戦に舵を切ることができ、今まで築き上げてきた信頼という価値をメンテナンス不備で失うことを防ぐことができた。



一方、アグリ事業では先進的な挑戦をしている。豚の体重から肥育方法を分析するなど、こちらは計量データが重要な要素となっている。実際の取り組みではクラウドを利用してデータの管理をしているが、そこへ現場のモニタリングの機能を追加した。豚の変化だけではなく、はかりの変化も記録することにより、不正確なデータが作成されることを未然に防ぐ。こちらの技術が飛躍することはもう少し先になると思うが、継続してデータを取り続ける事が種となり、育った際には大きな財産になる。このようにAIやIoTといった先進の技術でさえも、正しい計量管理の上に成り立っている。今後の産業の発展のためにも、今まで以上に正しく長く計量精度を維持することがはかりメーカーとして重要な仕事だと考えている。



弊社の次の挑戦は、正しく計量したデータをどのように使用するかである。使用中のはかり周辺のデータが集まることで、AIによる故障予知ができるようになり、継続した製品改善で故障率を下げるのが可能になる。はかりは産業を支える基盤の一つでありインフラ設備である。その基盤を今後も強固なものにするためにも、こういった業界間での技術共有やデータ共有などが大切だと考える。

その延長線として、はかりを設備として販売する事から、データを抽出するIoTとして活用する事で、様々な業界で役立つデータインフラになると信じている。

これらのデータはメンテナンスへの使用はもちろんのこと、最近では法定計量でもオンライン化が研究されており、将来的に、遠隔検定が可能になる日が来ることも夢ではないのかもしれない。これらの夢を実現するためにも日ごろの稼働データが有用であり、技術発展が急転する中でも、計量器の維持管理が基本である。

最後に、はかりの付加価値が、「はかる事」から、多くの情報へのアクセスツールと変化し、情報ネットワークのノードに変化する。今まで以上に様々な情報が集まる事で各産業に対して最適解を提供することができるようになる。これまでは地域ごとに助け合いで発展してきた計量器業界が、つながることで日本のみならず世界規模で協力する未来がすぐそこに来ていると感じている。

本年度の活動、取り組みについて



計量管理部会長

茶 谷 力 生

【日本製鉄株式会社
東日本製鉄所 直江津地区
設備部直江津設備室 主幹】

会員の皆様には、日頃より協会事業の運営につきまして、ご理解とご協力を賜りまして心より感謝申し上げます。今年も、COVID-19の日本を含め世界中の蔓延により、3密になる行動が大幅に制限されました。

本部会の行事についても大幅な制限、見直しが必要となり、定時総会や部会理事会の対面での開催が不可能となり書面での決議、計量技術講習会が中止となりました。

計量管理功労者、優良計量管理技術者、計量管理優良事業場の表彰について、例年は表彰式を開催し各表彰者へ長年の功績を称えさせて頂いていたところが、本年度は3密回避のため、会場での開催ができませんでした。

計量管理強調月間用ポスター・標語の募集及び審査については、実施させて頂きました。しかし選考については、例年部会理事が集まり開催するところ、やはり3密回避で各理事の出張制限により開催することができず、メール等の通信手段により選考会を代替しました。

計量管理部会は、効果的な計量管理を通して、企業の合理化、品質の改善、および適正な取引、安全確保等に努めることを目的とする事業場等で組織し、各種事業を実施することで、部会員の計量管理に関する普及・啓発とさらには新潟県産業経済の発展に寄与することを目的としています。

当部会理事で構成されている委員会を中心にして、事業を担当理事が企画から運営まで行っています。事業を通して業界の動きや計量管理情報の早期入手、各種の啓発・講習会への参加、さらには同業および異業種の部会員コミュニケーションを通して有益な情報を得ることができます。これらはリモート会議の開催では実現しがたい部分です。

COVID-19に振り回された1年でありましたが、現在の状況で最善を尽くすとともに、蔓延が収束し1日も早く以前のような活動を再開し、各事業所様のお役に立てるよう部会の事業を進めてまいります。

計量証明事業者として過積載を考える



計量証明部会長

宮田 康雄

【株式会社宮田才吉商店

代表取締役社長】

一般社団法人新潟県計量協会を構成する4つの部会の中の1つである計量証明部会は運送や売買目的のための貨物の質量の計量証明の業を行う県内52の一般計量証明事業者によって構成されています。

その業務を一言でいえば、計量を依頼された貨物の重量を大型トラックスケールによって計量し証明書を発行する、ということになります。

そして計量に際しては当然ながらまず第一に「適正な計量」ということが求められます。

適正な計量とは、公平な取引維持のための最重要要素であり、公正性が確保された正確なものでなければならないことは改めて言うまでもありません、計量法第10条に「取引又は証明における計量をする者は正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない」と明確に規定されているとおりです。

計量証明事業に携わる者は全て計量法に従い間違いのない正確な計量に努めることというわけですが、私には、果たしてそれだけでいいのだろうか、という思いがあります。

つい先頃も、10月31日朝のNHKTVニュースで過積載トラックの取り締まりが強化されると放送されていました。過積載車両の通行が道路や橋を痛め危険な状態にしてしまうからですが、過積載の及ぼす悪影響はそれだけでは済みません。平成30年9月に千葉で発生した過積載トレーラーの横転事故は、乗用車の3名の命を奪うなど、重大な違法行為であると同時に人命にまで重大な影響を与える危険な行為です。

こういった過積載車両が一般道路に出る前に本当に一度も計量なしで本人も過積載に気が付かなかったのだろうかと考えるとき、恐らくそのうちの大半は、キチンと計量を済ませ本人もシッカリ過積載を承知しての上での運転だったと考えるのが普通だと思います

しかし若しもそうであるのなら、その時その過積載車両を計量した計量者が過積載だから計量証明書の発行は出来ない、と適正重量になるまで積荷を減らさせていたら、事故は起きなかったかも知れないし、命を落とす被害者も出なかったのではないのでしょうか。

計量が適正に実施され表示された重量が正確に印字された証明書さえ発行してしまえばそれが例え過積載状態であっても計量証明事業者としては十分な仕事をしたということで後は過積載であろうがなかろうがそれに関わる資格も権利もない、というのはそれはそれでその通りかも知れませんが、私にはいかにも無責任という気がしてなりません。

道路交通法では過積載に対する罰則を運転手と其の雇用主と荷主の三者に対して課す様になっていて、過積載車両に過積載のままの計量証明書を発行し渡した者には何のお咎めもなく法律的には何ら問題は生じませんが、果たして本当にこれで良いのでしょうか。

計量には「適正な計量」が求められると初めに紹介しましたが、この「適正」とは「単に正確性を追求する」だけではなく、コンプライアンスを重視する時代であることを考え併せれば、「適正な計量とは、計量法のみならず全ての法律に対して適正な計量をいう」といった方向に法律改正も含め世の中全体が変わっていく必要があるのではないのでしょうか。

それができれば命を落とすような事故も減り、橋や道路の疲労進行を遅らせ延命化が図れることにも繋がると思いますが、私は変わっていくべきだと思っています。

一年を振り返って



計量士部会長

島田 茂和

【計量士】

今年に入って早々からコロナウイルスの感染が全世界に蔓延していったことで各種会合など3密になる行動を制限せざるを得ない状況下となりました。

当部会においても会議・行事などを制限することになり「指定定期検査機関の日」の延期を決めました。しかし定期検査が始まったこと等から今年度の開催を見送ることになったことはとても残念でした。

定期検査は猛暑や悪天候の中での検査日があったにも関わらず、計画通り無事故で検査業務を完遂することが出来ました。これもひとえに業務に関わった計量士各位の頑張り、検査補助員並びに事務局の献身的な業務遂行により成し得たものと感謝しています。

定期検査業務において特筆することは、高精度はかりの検査を集合場所検査から設置場所での検査に切替たことが挙げられます。これまでの懸案事項が回避され、安定した環境下での検査ができることになりました。今後は受検者の設置場所を確認することで検査だけでなく環境などのアドバイスもできることが期待されます。今後とも検査業務に関わる問題点を無くする努力を継続していきたいものです。

将来に向けた取組

当部会の計量士育成は急務となっていますが、同時に計量士の平均年齢が高いことも承知のことと思います。将来に向けた取組として計量士の定年制導入を提案したいと考えています。今迄は計量士からの意思表示で協会の仲介を経て計量士が入れ替わってきました。

今後とも計量士の意思を尊重することは当然ですが、計量士の定年を考慮した体系を明確にすることでバックアップ体制のとれる組織にしていくことが可能になるものと考えています。個人から組織による体制のもとで安心して働けるようにしていきたいと思いますがどうでしょうか。病気や怪我など急な時の支援体制をどうするかが大切です。御一考してみてください。

計量士のレベルアップ

会員計量士は定期検査を主とする計量士と適正計量管理事業所の委託計量士、この両方を担当している計量士が活躍しています。

適正計量管理事業所の計量士は事業主組織における計量管理を最適化していく使命をもって業務しています。そのためにも各自の業務遂行能力を向上させていくことが望まれています。そこで教育の実施を通じ、更なる質の高い業務ができるように計量士のレベルアップを目指していきたいと考えています。

最後に

まだまだコロナ禍の状況が続いていくことが想定されています。皆さんも感染予防には十分に留意されて計量士としての業務に邁進していただきたいと思います。

会員のひろば

計量に係る仕事をした26年間を振り返る



株式会社新潟計量システム

計量士

川村 真治

はじめに自己紹介をさせていただきます。

私は、平成6年12月8日に株式会社新潟計量システム(旧 株式会社松川計量器店)に入社をいたしました。当時は計量に関する知識はほとんど無く、仕事を通じ毎日が勉強でした。平成17年8月に計量士の資格を取らせていただく事ができ、現在も計量士として仕事を行っております。

26年もの間、計量に係ってこられたことについて過去を振り返りながら綴っていきたくと思います。

1. 入社してから計量士の資格を取るまでの約10年半について

入社時から現在も現業部という部署で働いております。主にはかり(質量計)の整備・検査業務を担当しており、当時は電気式のはかりより機械式のはかりの方が多く、その時代に先輩方から教えていただいた機械式のはかりの構造や原理などは現在も大変役に立っております。

この頃から電気式のはかりが多く出回るようになり、機械式のはかりから電気式のはかりに転換されて行く移行期だったように思えます。

電気式はかりの重量検出器は主にロードセルというセンサーが使用されていて、それらの原理についても先輩方より詳しく教えていただく事ができました。

また、入社するおおよそ1年前の平成5年11月1日に計量法の改正が行われ、はかりにH,M,O級の等級付けがなされ、検査の方法(検則)も改訂されました。分銅については今までの補助分銅から実用基準分銅に変わる事となります。

これらの改正をきっかけに、はかりの検査方法の見直し及び質量標準管理マニュアルに則った実用基準分銅の校正などに係って行く中で、計量法について徐々に理解を深めていったように思えます。

実用基準分銅の校正にあっては、今まで使用していた基準天びんからマスコンパレーター(電気式質量比較器)に変わり、それをを用いた校正方法の変更などについて、質量標準管理マニュアルの改訂に係る事になり、ますますの理解を深める事が出来ました。

この頃は、はかりや分銅の検査業務と並行して一軸試験機の校正業務にも深くかかわる事になります。一軸試験機の校正は計量法とは異なりJIS B 7721(当時はJIS B 7733)というJIS規格で校正を行います。

JIS規格の内容を理解して試験機校正を行なう事は、なかなか大変ではありましたがやりがいのある仕事でした。一軸試験機の校正を通して校正手順の確立やエクセルを用いた校正ソフトの作成などを行って円滑に校正業務が行えるようになり、現在は多くの社員が校正作業に加わり、そして一定量の校正業務依頼を受けております。

2. 計量士の資格を取ってから現在まで

会社から多大な支援を受け平成17年8月に計量士の資格を取る事ができました。

最初の頃は企業や商店、病院・薬局等の代検査業務が主な仕事でした。代検査に関しては過去に会社の方で依頼した外部の計量士に同行し、補佐的な仕事は長年行なって慣れていると思っていたのですが、いざ自分が計量士として合否の判定を付けるとなると責任重大な仕事だなあと感じた事を憶えています。

時を同じくして(一社)新潟県計量協会が新潟市より指定定期検査機関として指定され、その定期検査に係る仕事についてもお手伝いする事になります。

新潟市については主に巡回検査が主体となる為、お客様の所在位置を把握するためにたくさんの地図作成を行い検査に役立てました。また計量協会所属の検査計量士として使命感を以って業務に従事し、公平な検査を行って受検者に信頼されるよう努めました。

次に挑んだ仕事はJCSS校正事業者認定です。計量法ではトレーサビリティの制度があります。いわゆるJCSS(計量法トレーサビリティ制度)です。

いろいろな量についてトレーサビリティ制度が確立されていく中で会社の方でも、はかりについて校正事業者認定を取ることになり、センター長をリーダーに認定取得に向け挑戦する事になります。

トレーサビリティ制度は同じ計量法の制度ですが、その内容はかなり異なります。定期検査は公差を基準にして合否の判定を付けますが、JCSSでは不確かさを含めた校正結果を出す為の技術能力が問われます。文字にすると簡単なようですが、これがなかなか大変な作業で、かなりの労力をつぎ込まなければなりませんでした。

その甲斐あって何とか2009年1月29日にはかり校正事業者として認定を受ける事が出来ました。当時私が行っていた技術的な管理部門は現在後輩計量士が受け継ぎ、毎年校正件数を伸ばすことが出来ております。

さらに平成24年10月から化学製品製造工場、平成27年6月から建設材料製造工場の適正計量管理事業所の登録計量士としての業務も行いました。

今まで計量器は検査を行う対象として接しておりましたが、工場等で使用するはかりは、要求される規格に合った品質の製品製造及び正確な量目管理の為に使用されております。今度は使う側からの目線で使用する計量器の検査方法及び使用方法、量目管理の方法、日常点検の方法、検査に使用する分銅の管理方法、計量管理主任者教育等を通じて事業所の計量管理のお役にたてるやりがいのある仕事になりました。

両工場の登録計量士の仕事は終了しておりますが、私にとってはとても貴重な経験となりました。

現在は通常業務の他、(一社)新潟県計量協会の委託で新潟市定期検査業務及び計量証明事業所の計量証明検査に代わる代検査業務並びに、(一社)日本計量振興協会の検査員として、一軸試験機JCSS校正の仕事も合わせて行っております。

3. 最後に

計量士の資格を取得してから現在まで、計量士にしかできない様々な仕事を行ってきました。そのどれもがチャレンジングでやりがいの有る仕事です。そして計量士になったおかげで、たくさんの人との出会いもあり感謝しております。

平成12年8月9日に現在の計量法に改正され、特定計量器検定検査規則はJIS B 7611-2に移行されて運用されており、およそ5年毎に見直しされています。

今後はホッパースケール、充填用自動はかり、コンベアスケール、自動捕捉式はかりが特定計量器に加わり検定の対象となるなど、計量に係る環境もますます変化していくと思われれます。そんな時代の変化に対応し、お客様や会社の方々から必要とされる存在で有りたいと考えると同時に、計量法の「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与する」の大目的を達成するため、微力ながら協力できればと思っております。

計量検定所人事異動について

新潟県計量検定所におきまして、4月1日付で人事異動が行われましたので、お知らせいたします。

【令和2年4月1日現在】

| | |
|----------|--------------------------|
| 所 長 | 西 片 一 喜 |
| 次長兼業務課長 | 中 嶋 正 詔 (長岡企画振興部より) |
| 業務課課長代理 | 佐 藤 強 (新潟県税部より) |
| 主 査 | 田 中 一 弘 |
| 主 査 | 坂 内 稔 之 |
| 主 任 | 大 野 美 和 |
| 主 事 | 長谷川 大 誠 (加茂病院より) |
| 主 事 | 広 田 悠 斗 |
| 主 事 | 高 橋 楓 衣 |
| 会計年度任用職員 | 中 野 昌 英 |
| ※〔退職者〕 | |
| 次長兼業務課長 | 佐久間 宏 |
| ※〔転出者〕 | |
| 業務課課長代理 | 石 川 祐 二 (小千谷維持管理事務所へ) |
| 主 任 | 玉 木 満 (税務課へ) |

計量検定所の組織

| | |
|-------|---|
| 所 長 | ☎ 0256-36-2241 |
| 次 長 | ☎ 0256-36-2242 |
| 業務課 | ☎ 0256-36-2240 2243 2244 |
| F A X | 0256-36-2249 |
| U R L | https://www.pref.niigata.lg.jp/site/keiryo/ |

◇協会職員の紹介◇

専務理事・事務局長
高 橋 宏 明



検査課長(計量士)
金 井 悟



総務課長
小 島 奈美江



技師(計量士)
早 川 忠 孝



書 記
渡 辺 恵 子



編集後記

今年も後わずかで子から丑にリレーされます。

振り返ってみますと、コロナ色的一年でありました。計量協会としての事業もほとんど出来ないまま、総会も縮小して行われました。ただ定期検査が予定通りできたことは、関係する皆様に感謝しかありません。ありがとうございました。

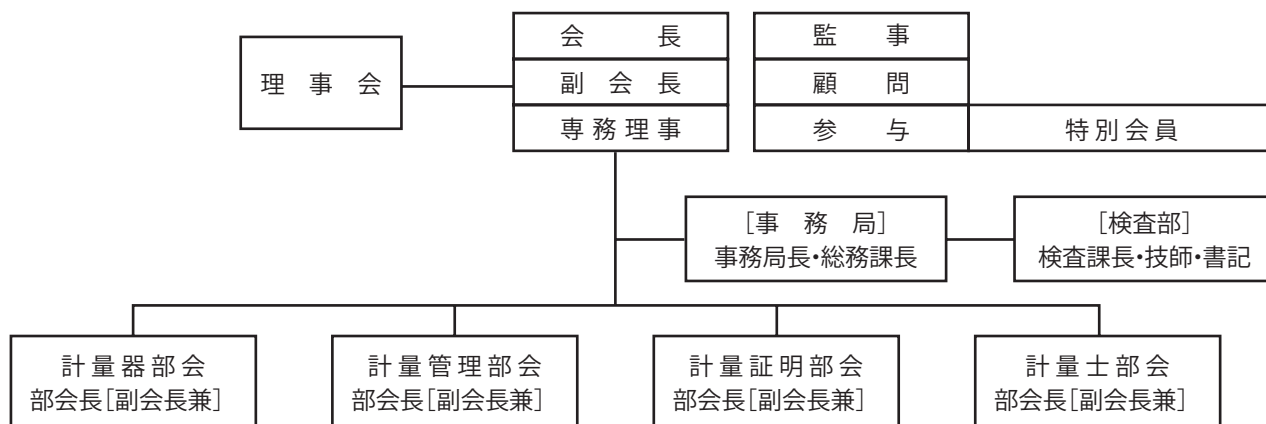
この間コロナ禍において「ソーシャル・ディスタンス」「クラスター」「ロックダウン」等々、聞きなれない言葉の連続でした。このような言葉の氾濫に疑問を呈する新聞の投稿もいくつかあったと記憶しています。

こと我々計量関係者に当てはめてみますと、事業所や受検者に対してわかり易い言葉で説明しているのか、専門用語を多用していないか、このような言葉を聞き胸に手を当てるところです。

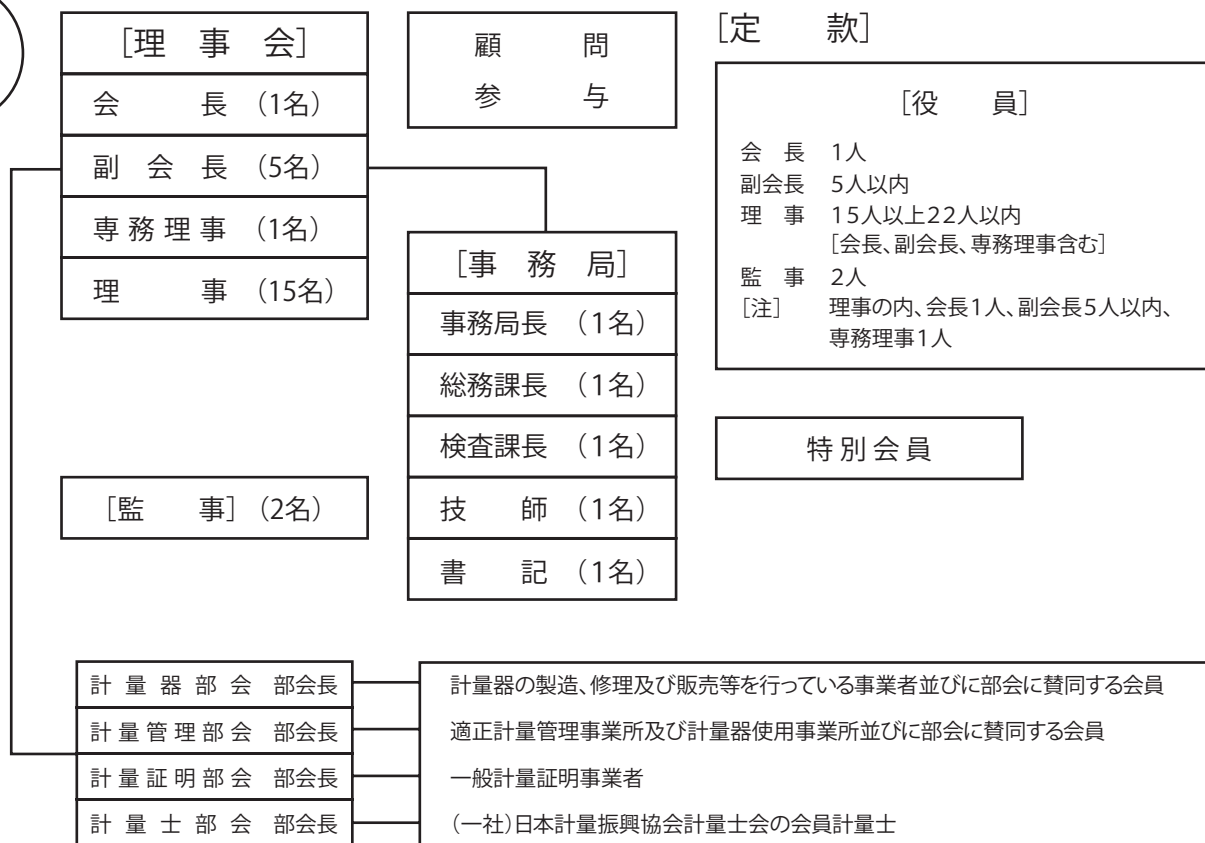
来年は牛年です。ゆっくりとわかり易い説明を心掛け、適切な対応に努めたいと思っております。

東京オリンピックが無事開催されること、皆様が健やかに新年を迎えられることをお祈りしております。来年もよろしくお祈りいたします。

一般社団法人新潟県計量協会 組織図



部会制



〒955-0046
 三条市興野一丁目13番45 新潟県三条地域振興局内 (3階)
 電話番号 0256-36-2354
 F A X 0256-36-2605
 E-mail keiryokyoukai-ni@ap.wakwak.com
 U R L http://keiryoku.jp/index.html

